令和4年度

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金
（次世代省エネ建材の実証支援事業）

次世代省エネ建材の実証支援事業

公募要領（一次公募）

2022年6月

一般社団法人
環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）」、及びSIIが定める「交付規程」をよくご理解の上、また以下の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

1. 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。

2. 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。

3. 2.の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10．95％の利率）を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。

4. 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。

5. SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に契約、発注、着工等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。

6. 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、もしくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

7. 補助金で取得、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。
また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
   ※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいう。（以下同じ）
   ※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。

8. 補助事業に係る資料（申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。

9. SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。（個人・個人事業主を除く）

一般社団法人　環境共創イニシアチブ

INDEX

1 事業概要

1. 事業趣旨 ・・・・・ 4
2. 補助事業名 ・・・・・ 4
3. 事業規模 ・・・・・ 4
4. 事業の改修区分 ・・・・・ 4
5. 審査について ・・・・・ 4

2 外張り断熱について

1. 改修要件 ・・・・・ 5
2. 補助対象となる住宅と申請者等 ・・・・・ 5
3. 補助対象となる製品 ・・・・・ 5
4. 補助対象となる経費 ・・・・・ 6
5. 補助率及び補助金の上限額 ・・・・・ 6
6. 性能要件と施工要件等 ・・・・・ 7
7. 効果測定の要件 ・・・・・ 8

3 内張り断熱について

1. 改修要件 ・・・・・ 9
2. 補助対象となる申請者等 ・・・・・ 9
3. 補助対象となる製品 ・・・・・ 10
4. 補助対象となる経費 ・・・・・ 10
5. 補助率、補助金の上限額・下限額、補助対象経費について ・・・・・ 10
6. 導入要件と施工要件 ・・・・・ 11
7. 補助対象経費の算出について ・・・・・ 13

4 窓断熱について

1. 改修要件 ・・・・・ 15
2. 補助対象となる申請者等 ・・・・・ 15
3. 補助対象となる製品 ・・・・・ 15
4. 補助対象となる経費 ・・・・・ 16
5. 補助率、補助金の上限額について ・・・・・ 16
6. 導入要件と施工要件 ・・・・・ 16
7. 補助対象経費の算出について ・・・・・ 18

5 事業スケジュール及び注意事項等

1. 事業スケジュール ・・・・・ 20
2. 公募説明会 ・・・・・ 20
3. 利益排除について ・・・・・ 21
4. 他の補助事業との調整 ・・・・・ 21
5. 使用状況の報告（定期報告アンケート）について ・・・・・ 21
6. 本事業の支払いについて ・・・・・ 21
7. 取得財産の管理等 ・・・・・ 21
8. 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等について ・・・・・ 21
9. 注意事項 ・・・・・ 22

INDEX

6 事業の実施

1. 事業フロー ・・・・・ 25

7 申請方法

1. 申請方法、提出先 ・・・・・ 29
2. 申請書提出期間、問合せ先 ・・・・・ 29
3. 必要提出書類の一覧 ・・・・・ 30
4. 必要提出書類の詳細 ・・・・・ 31

8 外張り断熱の必要提出書類について

1. 必要提出書類の記入例 ・・・・・ 36

9 内張り断熱の必要提出書類について

1. 必要提出書類の記入例 ・・・・・ 46

10 窓断熱の必要提出書類について

1. 必要提出書類の記入例 ・・・・・ 58

1　事業概要　外断　内断　窓断

1.　事業趣旨

既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿建材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援する。

2.　補助事業名

令和4年度　住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金
（次世代省エネ建材の実証支援事業）
略称：令和4年度　次世代省エネ建材の実証支援事業（以下「本事業」という。）

3.　事業規模

一次公募　：　約4億円
申請状況に応じて、公募期間内に予算額が上限に達した場合は、公募終了となる場合がある。

4.　事業の改修区分

本事業には、以下の3つの改修区分がある。詳細については下表の詳細ページを参照すること。

改修区分	住宅区分	アイコン	改修する要件	詳細ページ
外張り断熱	戸建住宅	外断	戸建住宅の外気に接する外壁全てを外張り断熱工法等にて改修すること	P.5～8
内張り断熱	戸建住宅 集合住宅	内断	施工性を向上するため断熱材と下地材等が一体となった断熱パネルや、快適性向上にも資する潜熱蓄熱建材を用いて改修すること	P.9～14
窓断熱	戸建住宅	窓断	戸建住宅の全ての窓を外窓（防火・防風・防犯仕様※1）を用いて改修すること	P.15～19

※ 次頁以降、該当するアイコンを確認の上、要件等の詳細を確認すること。

5.　審査について

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会で定められた審査基準に基づき、申請のあった事業について先着順に審査を行い、随時採択する。

※1 防風・防犯仕様の外窓とはシャッター、雨戸、面格子が一体となった外窓のことをいう。

2 外張り断熱について 外断

1. 改修要件

以下の要件を満たすものとする。

① 既存戸建住宅の外気に接する外壁全てを外張り断熱工法等にて改修すること。

② 住宅の外皮性能は、SIIが地域区分ごとに定めた基準を満たすこと(「2 -6性能要件と施工要件等」参照)。

③ 本事業の要件を満たした効果測定を行い、報告すること(「2 -7効果測定の要件」参照)。

④ 本事業の補助対象には、他の国庫補助金を受けたものが含まれていないこと。

2. 補助対象となる住宅と申請者等

外張り断熱の補助対象となる住宅及び申請者は以下全てを満たすものとする。

① 補助対象となる住宅

A) 既存戸建住宅であること(賃貸住宅及び法人所有の住宅は補助対象としない)。

B) 専用住宅であること。

② 補助対象となる申請者

A) 改修する住宅に常時居住していること(本人確認書類に示す住宅と同一であること)。
ただし、交付申請時に居住しておらず、改修後に居住予定の場合は、実績報告書提出時に当該住宅に居住し、住民票の写しを提出することを条件に申請を認める。

B) 改修する住宅を所有していること。
ただし、交付申請時に所有しておらず、申請後に所有予定の場合は、実績報告書提出時に当該住宅を所有し、登記事項証明書の写しを提出することを条件に申請を認める。
なお、当該住宅を購入予定で売買契約内に断熱改修工事に係る契約が含まれていた場合、事前契約とみなし補助対象外とする。

(注1) 本事業に係る工事(一連の工事を含む)は、本事業の補助金交付決定通知書に記載する交付決定通知日以降に契約、発注、着工すること。なお、一連の工事とは、 補助対象以外の工事であっても同じ契約内のもの、別契約であっても工事範囲が重複しているものをいう。

3. 補助対象となる製品

補助対象となる製品は、未使用品であること。

① 以下の製品(本事業への登録有無は問わない)

A) 外壁及び外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎等に用いる断熱材及び窓・玄関ドア等の開口部材※1

B) 高効率換気システム
温度(顕熱)交換効率65%以上のダクトレス熱交換型換気設備であること。

② SIIホームページに公表されている本事業の登録製品
断熱パネル、潜熱蓄熱建材、内窓、調湿建材

※1 第三者機関において性能評価等を実施し、カタログ等でその性能値が確認できる製品とする。

外断

4. 補助対象となる経費

補助対象経費及び補助対象外経費は、下表のとおりとする。

経費区分		項目
補助対象経費	設計費	・実経費を算出するための実測費 ・本事業の効果測定に要する費用
	材料費	・補助対象製品の購入費
	工事費	・補助対象製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費 ・補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材等 ・補助対象製品の取付・敷設に伴う既存壁の解体撤去費（場内集積まで） ・補助対象製品以外の気密性向上に必要な部材と取付費（気密シート等） ・気流止め・通気止めの部材と取付費 ・窓設置の為の下地材と取付費
補助対象外経費		・上記に記載した補助対象経費の設計費以外の設計費用等 ・養生費、清掃費、美装費、搬入費、仮設足場費 ・給排水、電気等の設備工事費及び設備機器等の購入費用 ・クロス、外壁サイディング（断熱材注入サイディング含む）、フローリング、窓額縁材等の仕上げ材、網戸・雨戸・シャッター等の窓付属部材 ・サイディング胴縁、壁透湿シート、屋根防水シート等の下地材と取付費 ・土台・大引き・柱等の構造材、床下地合板、石膏ボード等の下地面材と取付費 ・諸経費、書類等の補助対象製品以外の送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、消費税及び地方消費税、法定外福利費 ・金融機関に対する振込手数料　等

（注1）交付申請書とともに提出された見積書に値引きを計上している場合は、見積費用全体に係るものとみなし、補助対象経費にも按分にて値引きされているものとして取り扱う。

（注2）補助対象経費は、材料費・工事費共に市場流通価格等を基に適切に算定すること。

（注3）見積上の一項目に、補助対象と補助対象外の両方が含まれる場合、補助対象外を控除した経費を補助対象経費とすること。ただし、補助対象外の控除分を合理的な方法で算出しがたい場合は、費用按分も可とする。

5. 補助率及び補助金の上限額

① 補助率

補助対象経費の1/2以内とする。

② 補助金の上限額

地域区分 1～4地域 ： 1住戸当たり400万円

地域区分 5～8地域 ： 1住戸当たり300万円

外断

6. 性能要件と施工要件等

① 地域区分 1～7地域

【性能要件】

改修後の補助対象住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定めた以下の外皮平均熱貫流率（U_A値）の性能を満たしており、外皮計算書等で証明できること。なお、外皮性能は既存断熱材等と合わせた性能とする。

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率（U_A値）	0.40以下		0.50以下		0.60以下			②参照

【施工要件】

A）必須

以下の要件を全て満たすこと。

- 外気に接する外壁全てを屋外から施工する断熱工事（外張り断熱工法等）にて改修すること。既存外壁の充填断熱工法による改修は認めない。ただし、既存断熱材に劣化・欠損等ある場合は、撤去・再充填は認めるが、係る費用については補助対象外とする。
- 原則、既存構造材を撤去せずに施工すること。

B）その他

A)を満たし、同時に以下の施工をする場合に限り、補助対象とする。

- 屋根は屋根断熱又は天井断熱、床は基礎断熱又は床下断熱での断熱改修。
- 窓、玄関ドア、勝手口ドア等の開口部の改修。
- 高効率換気システムの導入及び、本事業に登録されている製品（断熱パネル、潜熱蓄熱建材※1、内窓、調湿建材）を室内側から導入する改修。

（注1）外皮において、断熱欠損がないように施工すること。
（注2）構造体の強度チェックを行うこと。
（注3）雨じまいの担保を行うこと。
（注4）防火規制区域の場合は、防火に関する法規制適合を確認すること。
（注5）高効率換気システムを導入する場合は、建物全体の換気を考慮すること。

② 地域区分 8地域

【性能要件】

「屋根」又は「最上階の天井」の熱抵抗値（R値）を、原則2.7以上とする。

※外壁のR値、U_A値は不問とする。

【施工要件】

以下の要件を全て満たすこと。

A）外気に接する外壁全てを屋外から施工する断熱工事（外張り断熱工法等）にて改修すること。既存外壁の充填断熱工法による改修は認めない。ただし、既存断熱材に劣化・欠損等ある場合は、撤去・再充填は認めるが、係る費用については補助対象外とする。

B）パッシブデザインの積極採用

主たる居室の主要な開口部について、日射遮蔽効果の高い庇や外付けルーバー等を設置するか、建設地風況や設置高低差を考慮した開口部配置、通風勝手口、欄間付き建具、格子戸等屋外の自然風を効果的に取り込み、住戸内の通風を促進した設計を導入すること。

※1「3-6導入要件と施工要件」②潜熱蓄熱建材に記載の要件に従って導入し、施工すること。

外断

7. 効果測定の要件

本事業に係る工事が完了した日以降に、以下の測定方法に従った気温の測定を行うこと。

① 測定期間
2022年12月1日(木)～2023年1月31日(火)の内、1日

② 測定場所
A) エアコン等の暖房器具が設置された主たる居室の中心付近(床から高さ10cm、100cmの2カ所)
B) 戸外(地面からの高さ150～200cm、建物、構築物から十分離れていること※1)

③ 測定方法
A) エアコン等の暖房器具を18時から24時の間に最低3時間、運転する。
B) エアコン等の暖房器具の運転を停止した時間と、停止してから1時間おきに9回(計10回)、一定間隔で測定したデータを記録できる測定機器にて気温を測定する。
C) 同時刻の戸外の気温を同測定機器にて測定する。

④ 提出方法
SIIが定める定型様式に測定結果を記載し提出すること。

⑤ 測定結果提出期限
2023年1月31日(火)

※1 100cm程度離れていること。不可の場合は、可能な限り建物、構築物から離れて測定すること。

3　内張り断熱について　内断

1.　改修要件

以下の要件を満たすものとする。

① 本事業に登録されている必須製品（断熱パネル、潜熱蓄熱建材）のいずれかを用いた改修を行うこと。

② 既存住宅※の改修工事を「3 －6導入要件と施工要件」に従って行うこと。

※ 新築、社宅、寮及び、業務用建築物（オフィス、ホテル等）は補助対象外とする。
集合住宅の改修を行う場合、住戸部のみとし、非住戸部（エントランス、ロビー、ゲストルーム、集会所、内廊下、管理人室等）は補助対象外とする。

③ 本事業の補助対象には、他の国庫補助金を受けたものが含まれていないこと。

2.　補助対象となる申請者等

内張り断熱の補助対象となる申請者又は物件は、以下の①又は②いずれかを満たすものとする。

① 戸建住宅又は集合住宅の居住者

A) 申請者が常時居住する住宅であること（本人確認書類に示す住宅と同一であること）。
ただし、交付申請時に居住しておらず、改修後に居住予定の場合は、実績報告書提出時に当該住宅に居住し、住民票の写しを提出することを条件に申請を認める。

B) 申請者が所有していること（所有予定を含む）。
ただし、交付申請時に所有しておらず、申請後に所有予定の場合は、実績報告書提出時に当該住宅を所有し、登記事項証明書の写しを提出することを条件に申請を認める。
なお、当該住宅を購入予定で売買契約内に断熱改修工事に係る契約が含まれていた場合、事前契約とみなし補助対象外とする。
※ 法人所有の住宅は補助対象としない。

C) 専用住宅であること。
※ 店舗部等と居住部が同一の建物を申請する場合、既にエネルギー（電気・ガス）を分けて管理できており、断熱工事においても躯体（壁等）で区分されていること。
また、店舗部等と居住部それぞれの電気・ガスのメーター写真を提出すること。

② 賃貸住宅の所有者（個人・法人どちらでも可）

A) 申請者が当該建物を1棟全て所有していること（所有予定は含まない）。
戸建住宅の場合、改修は1住戸のみとする。
集合住宅の場合、改修は1住戸からでも可とする。

B) 法人所有の場合、登記事項証明書において家屋の用途（種類）が居宅であること。

（注1）集合住宅において、区分所有法で共用部とみなされている玄関ドア、窓等を改修する場合は、当該集合住宅の管理規約等で、申請者が共用部の改修を行うことを認められていること。

（注2）本事業に係る工事（一連の工事を含む）は、本事業の補助金交付決定通知書に記載する交付決定通知日以降に契約、発注、着工すること。なお、一連の工事とは、 補助対象以外の工事であっても同じ契約内のもの、別契約であっても工事範囲が重複しているものをいう。

内断

3. 補助対象となる製品

SIIホームページに公表されている本事業の登録製品であり、未使用品であること。

必須製品	補足事項
断熱パネル	施工性を向上するため断熱材と下地材等が一体となったパネルのことをいう
潜熱蓄熱建材	—

任意製品		補足事項
断熱材		—
窓	カバー工法窓	—
窓	外窓 （防火・防風・防犯仕様）	防風・防犯仕様の外窓とはシャッター、雨戸、面格子が一体となった外窓のことをいう
窓	内窓	—
防災ガラス窓	カバー工法窓 外窓	・窓に用いるガラスは、JIS認証（JIS R 3205）を取得した合わせガラスであり、且つ中間膜の厚さが60mil（1.52mm）以上のものであること 例）ガラス仕様が「複層」の窓においては、「フロートガラス等」と要件を満たした「合わせガラス」の複層ガラスを用いること 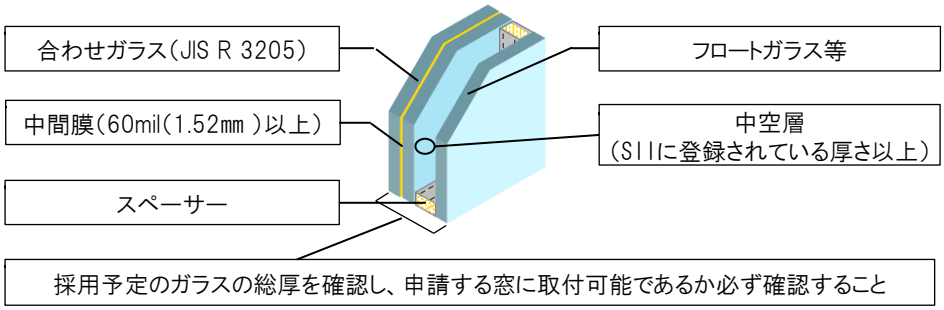
玄関ドア		—
調湿建材		—

4. 補助対象となる経費

補助事業の実施に必要な建築材料（補助対象製品）の購入経費及び必要な工事に要する経費とする。

5. 補助率、補助金の上限額・下限額、補助対象経費について

① 補助率

補助対象経費の1/2以内とする。

② 補助金の上限額

戸建住宅 ： 1住戸当たり200万円

集合住宅 ： 1住戸ごとに125万円

③ 補助金の下限額

戸建住宅、集合住宅 ： 1住戸当たり20万円

④ 補助対象経費について

補助対象経費の合計は1住戸当たり40万円以上であること。

内断

6. 導入要件と施工要件

- 必須製品（断熱パネル、潜熱蓄熱建材）のいずれかを用いた改修を行うこと。
- 任意製品（断熱材、窓、防災ガラス窓、玄関ドア、調湿建材）を用いた改修は、必須製品を用いた改修と同時に行うこと。
- 製品ごとの要件を満たすこと。

【必須製品】

① 断熱パネル

- 室内側から施工すること。床下、壁の外側、天井裏から施工するものは対象としない。
- 施工範囲に居室※1を含むこと。
- 改修する居室等の床、壁、天井の少なくとも1部位について、外気に接する全面を改修すること。
  なお、コンセントやスイッチ等によりパネルの割り付けが困難な箇所においては、適切な断熱補強を施すこと。
  また、断熱パネルの外気に接する部分で施工困難な箇所がある場合、事前にSIIへ相談すること。
- 上記の要件を満たしている場合に限り、施工する居室に属する間仕切壁、階間部天井等の改修を補助対象とする。
- 改修する居室等に属する収納や押入れの外気に接する床、壁、天井も施工すること。

（注1）RC造等で熱橋となる柱又は梁が室内にある場合は、柱又は梁部分も施工すること。

② 潜熱蓄熱建材

- 施工範囲に居室※1を含むこと。
- メーカーの発行した設計・施工マニュアルに従い、潜熱蓄熱建材を導入する居室等の床面積※2あたりの蓄熱量が192kJ/㎡以上となるように施工すること。
  ただし、全館空調方式の場合は延床面積あたりの蓄熱量が80kJ/㎡以上となるように施工すること。
- 施工された製品の総厚みが25mm以内であること。
- 以下のA）～C）のいずれかに該当する居室等であること。

A）平成11年省エネ基準以上の断熱性が確保された以下のa～eいずれかに該当する居室等

a. 住宅性能表示基準の温熱環境・エネルギー消費量に関することにおいて、断熱等性能等級が4であること。

b. フラット35Sの省エネルギー性基準を満たしていること。ただし、中古タイプ基準は対象外とする。

c. 長期優良住宅認定基準の省エネルギー性において、断熱等性能等級が4であること。

d. 低炭素建築物認定住宅であること。

e. 断熱材や開口部の仕様が分かる建築時・改修時の仕様書・図面等により証明できること。

B）SIIの補助を受けた既存住宅の断熱改修に係る事業において、外気に接する床・壁・天井の1部位以上と外気に接するすべての窓又はガラスを断熱改修した居室等
ただし、当該事業で改修した部位を撤去せずに改修する場合に限る。

C）本事業において外気に接する床・壁・天井の1部位以上と外気に接するすべての窓を断熱改修する居室等

※1 居室とは、リビング、ダイニング、ダイニングキッチン、寝室、書斎等をいう。なお、押入れ等は面している居室等に属するものとする。

※2 潜熱蓄熱建材を導入する居室等に間仕切がなく、空間がつながっている場合（吹抜け、階段等）、同一空間と見なし、改修する居室等の床面積に含むこと。

内断

【任意製品】

③ 断熱材

- 施工部位は外気に接する床、天井のみとし、以下の部位ごとの性能要件を満たすこと(重ね貼りも可とする)。なお、壁面への導入は対象外とする。
- 既設断熱材は含まず、本事業で改修する断熱材のみで性能要件を満たすこと。

＜部位ごとの性能要件＞

熱抵抗値(R値)	
天井	床
2.7以上	2.2以上

④ 窓

以下の内、いずれかの改修であること。

A) カバー工法窓

- 既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付けること。

B) 外窓(防火・防風・防犯仕様)

- 外窓の設置であること。

C) 内窓

- 既存窓の内側に取り付けること。

⑤ 防災ガラス窓

以下の内、いずれかの改修であること(内窓は対象としない)。

A) カバー工法窓

- 既存窓枠を取り外さずに、その枠の上から新しい窓を取り付けること。

B) 外窓

- 外窓の設置であること。

＜窓、防災ガラス窓のUw値[W/(㎡・K)]によるグレード区分＞

製品		Sグレード	Aグレード
窓	・カバー工法窓 ・内窓取付	1.50以下	1.51～1.90
	外窓(防火・防風・防犯仕様)	1.90以下	1.91～2.33
防災ガラス窓	カバー工法窓	1.90以下	1.91～2.33
	外窓	1.90以下	―

⑥ 玄関ドア

- 玄関ドアの設置であること。

⑦ 調湿建材

- 室内側から施工すること。
- 吸放湿を妨げない適切な内装仕上げとすること(吸放湿を妨げる塗装や透湿しないシート等を上張りしないこと)。

内断

7. 補助対象経費の算出について

① 補助単価にて算出する場合

以下の補助対象製品においては、SIIが定めた補助単価に、補助対象製品の施工面積又は数量を乗じた額を原則、補助対象経費とする。
なお、補助対象経費の算出方法と補助単価は下表のとおりとする。

	補助対象経費の算出方法	補助単価（単位:円/㎡）	
		Sグレード	Aグレード
断熱パネル	施工面積(㎡)×補助単価(円/㎡) ※施工面積は小数点以下を切り捨て	24,000	8,000

	補助対象経費の算出方法	補助単価（単位:円/㎡）		
		天井		床
		熱抵抗値(R値) 2.7以上	熱抵抗値(R値) 5.4以上	熱抵抗値(R値) 2.2以上
断熱材	施工面積(㎡)×補助単価(円/㎡) ※施工面積は小数点以下を切り捨て	5,000	6,000	7,500

	補助対象経費の算出方法	サイズ	面積	補助単価（単位:円/窓）					
				Sグレード			Aグレード		
				カバー工法	外窓交換	内窓取付	カバー工法	外窓交換	内窓取付
窓	窓数(窓)× 補助単価(円/窓)	XS	0.2㎡未満	97,000		31,000	80,000		25,000
		S	0.2㎡以上 1.6㎡未満	138,000		44,000	110,000		35,000
		M	1.6㎡以上 2.8㎡未満	192,000		78,000	150,000		60,000
		L	2.8㎡以上	259,000		119,000	200,000		90,000

	補助対象経費の算出方法	サイズ	面積	補助単価（単位:円/窓）			
				Sグレード		Aグレード	
				カバー工法	外窓交換	カバー工法	外窓交換
防災ガラス窓	窓数(窓)× 補助単価(円/窓)	XS	0.2㎡未満	111,000		90,000	補助対象外
		S	0.2㎡以上 1.6㎡未満	158,000		125,000	
		M	1.6㎡以上 2.8㎡未満	219,000		170,000	
		L	2.8㎡以上	286,000		220,000	

	補助対象経費の算出方法	補助単価（単位:円/扉）	
		Sグレード	Aグレード
玄関ドア	ドア数(扉)×補助単価(円/扉)	250,000	170,000

	補助対象経費の算出方法	補助単価（単位:円/㎡）
調湿建材	施工面積(㎡)×補助単価(円/㎡) ※施工面積は小数点以下を切り捨て	7,000

（注1）補助事業者(申請者)又は補助事業者(申請者)と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係る場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を上限額とする。その場合の補助対象経費及び補助対象外経費の詳細は次頁「②補助対象経費の導入費用にて算出する場合」を参照すること。

（注2）補助単価にて算出した補助対象経費の合計が見積書による補助対象経費の合計より低いことを確認すること。その場合の補助対象経費及び補助対象外経費の詳細は次頁「②補助対象経費の導入費用にて算出する場合」を参照すること。また、見積書による補助対象経費の合計の方が低い場合は、その金額を上限とする。

内断

② 補助対象製品の導入費用にて算出する場合

潜熱蓄熱建材においては、補助対象製品の導入費用を補助対象経費とする。

補助対象経費及び補助対象外経費の詳細は、下表のとおりとする。

経費区分		項目
補助対象経費	材料費	・SIIに登録された補助対象製品の購入費
	工事費	・補助対象製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費 ・補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材等 ・補助対象製品の取付・敷設に伴う解体撤去費（場内集積まで） ・補助対象経費を算出するための実測費　等
補助対象外経費		・養生費、清掃費、美装費、搬入費、仮設足場費 ・給排水、電気等の設備工事費及び設備機器等の購入費用 ・クロス、外壁サイディング、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸等の窓付属部材 ・サイディング胴縁、壁透湿シート、屋根防水シート等の下地材と取付費 ・土台・大引き・柱等の構造材、床下地合板、石膏ボード等の下地面材と取付費 ・諸経費、設計費、書類等の補助対象製品以外の送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、消費税及び地方消費税、法定外福利費 ・金融機関に対する振込手数料　等

（注1）交付申請書とともに提出された見積書に値引きを計上している場合は、見積費用全体に係るものとみなし、補助対象経費にも按分にて値引きされているものとして取り扱う。

（注2）補助対象経費は、材料費・工事費共に市場流通価格等を基に適切に算定すること。

（注3）見積上の一項目に、補助対象と補助対象外の両方が含まれる場合、補助対象外を控除した経費を補助対象経費とすること。ただし、補助対象外の控除分を合理的な方法で算出しがたい場合は、費用按分も可とする。

4 窓断熱について

窓断

1. 改修要件

以下の要件を満たすものとする。

① 既存戸建住宅の全ての窓を本事業に登録されている外窓（防火・防風・防犯仕様）にて改修すること。

② 既存戸建住宅※の改修工事を「4-6導入要件と施工要件」に従って行うこと。

※ 新築、社宅、寮及び、業務用建築物（オフィス、ホテル等）は補助対象外とする。

③ 本事業の補助対象には、他の国庫補助金を受けたものが含まれていないこと。

2. 補助対象となる申請者等

窓断熱の補助対象となる申請者又は物件は、以下の①又は②いずれかを満たすものとする。

① 戸建住宅の居住者

A) 申請者が常時居住する住宅であること（本人確認書類に示す住宅と同一であること）。
ただし、交付申請時に居住しておらず、改修後に居住予定の場合は、実績報告書提出時に当該住宅に居住し、住民票の写しを提出することを条件に申請を認める。

B) 申請者が所有していること（所有予定を含む）。
ただし、交付申請時に所有しておらず、申請後に所有予定の場合は、実績報告書提出時に当該住宅を所有し、登記事項証明書の写しを提出することを条件に申請を認める。
なお、当該住宅を購入予定で売買契約内に断熱改修工事に係る契約が含まれていた場合、事前契約とみなし補助対象外とする。

※ 法人所有の住宅は補助対象としない。

C) 専用住宅であること。

※ 店舗部等と居住部が同一の建物を申請する場合、既にエネルギー（電気・ガス）を分けて管理できており、断熱工事においても躯体（壁等）で区分されていること。
また、店舗部等と居住部それぞれの電気・ガスのメーター写真を提出すること。

② 賃貸住宅の所有者（戸建住宅で一住戸に限る）（個人・法人どちらでも可）
法人所有の場合、登記事項証明書において家屋の用途（種類）が居宅であること。

（注1）本事業に係る工事（一連の工事を含む）は、本事業の補助金交付決定通知書に記載する交付決定通知日以降に契約、発注、着工すること。なお、一連の工事とは、 補助対象以外の工事であっても同じ契約内のもの、別契約であっても工事範囲が重複しているものをいう。

3. 補助対象となる製品

SIIホームページに公表されている本事業の登録製品であり、未使用品であること。

必須製品	補足事項
外窓（防火・防風・防犯仕様）	・Sグレードに限ること ・防風・防犯仕様の外窓とはシャッター、雨戸、面格子が一体となった外窓のことをいう

任意製品	補足事項
断熱パネル	—
潜熱蓄熱建材	
断熱材	
窓（内窓）	
玄関ドア	
調湿建材	

（注1）防災ガラス窓による改修は対象外とする。

窓断

4. 補助対象となる経費

補助事業の実施に必要な建築材料（補助対象製品）の購入経費及び必要な工事に要する経費とする。

5. 補助率、補助金の上限額について

① 補助率

補助対象経費の1/2以内とする。

② 補助金の上限額

外窓（防火・防風・防犯仕様）のみ改修する場合は1住戸当たり150万円

外窓（防火・防風・防犯仕様）と任意製品を併用して改修する場合は1住戸当たり200万円

6. 導入要件と施工要件

- 必須製品（Sグレードの外窓（防火・防風・防犯仕様）※1）を用いた改修を行うこと。
- 任意製品（断熱パネル、潜熱蓄熱建材、断熱材、窓（内窓）、玄関ドア、調湿建材）を用いた改修は、必須製品を用いた改修と同時に行うこと。
- 製品ごとの要件を満たすこと。

【必須製品】

① 外窓（防火・防風・防犯仕様）

A）原則、住宅全ての窓を改修すること。

B）300mm×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア、勝手口ドア等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象としてもよい。

C）申請する既存住宅に交付申請時に既に一部取り付けてある窓が、本事業に登録されているSグレードの外窓（防火・防風・防犯仕様）※1である場合は、改修を要件としない。ただし、既に取り付けてある窓に係る経費は補助対象外とする。なお、交付申請書提出の際に以下の書類を全て提出すること。

- 該当する製品の仕様書（書式自由）※2
- 該当する製品のカタログ
- 該当する製品を示した平面図
- 該当する製品の現況写真※3

※1 Uw値1.90W/（㎡・K）以下の外窓（防火・防風・防犯仕様）のことをいう。

※2 メーカー名、製品名、該当するSII登録型番、数量、サイズ、数値等（複層ガラス中空層の厚さ、ガスの種類）が記載された、製品の仕様書を提出すること。

※3 該当する製品の現況写真は、窓の全景写真、複層ガラス等の仕様が確認できる写真、製品本体に表示されているメーカーの製品名や品番が確認できるラベル写真を提出すること。

窓断

【任意製品】

② 断熱パネル

- 室内側から施工すること。床下、壁の外側、天井裏から施工するものは対象としない。

③ 潜熱蓄熱建材

- メーカーの発行した設計・施工マニュアルに従い、潜熱蓄熱建材を導入する居室等の床面積※1あたりの蓄熱量が192kJ/㎡以上となるように施工すること。
  ただし、全館空調方式の場合は延床面積あたりの蓄熱量が80kJ/㎡以上となるように施工すること。
- 施工された製品の総厚みが25mm以内であること。
- 以下のA)～C)のいずれかに該当する居室等であること。

A) 平成11年省エネ基準以上の断熱性が確保された以下のa～eいずれかに該当する居室等

a. 住宅性能表示基準の温熱環境・エネルギー消費量に関することにおいて、断熱等性能等級が4であること。

b. フラット35Sの省エネルギー性基準を満たしていること。ただし、中古タイプ基準は対象外とする。

c. 長期優良住宅認定基準の省エネルギー性において、断熱等性能等級が4であること。

d. 低炭素建築物認定住宅であること。

e. 断熱材や開口部の仕様が分かる建築時・改修時の仕様書・図面等により証明できること。

B) SIIの補助を受けた既存住宅の断熱改修に係る事業において、外気に接する床・壁・天井の1部位以上と外気に接するすべての窓又はガラスを断熱改修した居室等
ただし、当該事業で改修した部位を撤去せずに改修する場合に限る。

C) 本事業において外気に接する床・壁・天井の1部位以上と外気に接するすべての窓を断熱改修する居室等

④ 断熱材

施工部位は外気に接する床、天井のみとし、以下の部位ごとの性能要件を満たすこと(重ね貼りも可とする)。なお、壁面への導入は対象外とする。
既設断熱材は含まず、本事業で改修する断熱材のみで性能要件を満たすこと。

＜部位ごとの性能要件＞

熱抵抗値(R値)	
天井	床
2.7以上	2.2以上

⑤ 窓(内窓)

住宅全ての窓を外窓(防火・防風・防犯仕様)で改修し、さらに室内側に窓を施工する場合に限り補助対象とする。

⑥ 玄関ドア

玄関ドアの設置であること。

⑦ 調湿建材

室内側から施工すること。
吸放湿を妨げない適切な内装仕上げとすること(吸放湿を妨げる塗装や透湿しないシート等を上張りしないこと)。

※1 潜熱蓄熱建材を導入する居室等に間仕切がなく、空間がつながっている場合(吹抜け、階段等)、同一空間と見なし、改修する居室等の床面積に含むこと。

窓断

7. 補助対象経費の算出について

① 補助単価にて算出する場合

補助対象製品においては、SIIが定めた補助単価に、補助対象製品の施工面積又は数量を乗じた額を原則、補助対象経費とする。

なお、補助対象経費の算出方法と補助単価は下表のとおりとする。

	補助対象経費の算出方法	サイズ	面積	補助単価（単位:円/窓） Sグレード
外窓(防火・防風・防犯仕様)	窓数(窓)×補助単価(円/窓)	XS	0.2㎡未満	97,000
		S	0.2㎡以上 1.6㎡未満	138,000
		M	1.6㎡以上 2.8㎡未満	192,000
		L	2.8㎡以上	259,000

	補助対象経費の算出方法	補助単価（単位:円/㎡） Sグレード	Aグレード
断熱パネル	施工面積(㎡)×補助単価(円/㎡) ※施工面積は小数点以下を切り捨て	24,000	8,000

	補助対象経費の算出方法	補助単価（単位:円/㎡） 天井 熱抵抗値(R値) 2.7以上	天井 熱抵抗値(R値) 5.4以上	床 熱抵抗値(R値) 2.2以上
断熱材	施工面積(㎡)×補助単価(円/㎡) ※施工面積は小数点以下を切り捨て	5,000	6,000	7,500

	補助対象経費の算出方法	サイズ	面積	補助単価（単位:円/窓） Sグレード	Aグレード
窓（内窓）	窓数(窓)×補助単価(円/窓)	XS	0.2㎡未満	31,000	25,000
		S	0.2㎡以上 1.6㎡未満	44,000	35,000
		M	1.6㎡以上 2.8㎡未満	78,000	60,000
		L	2.8㎡以上	119,000	90,000

	補助対象経費の算出方法	補助単価（単位:円/扉） Sグレード	Aグレード
玄関ドア	ドア数(扉)×補助単価(円/扉)	250,000	170,000

	補助対象経費の算出方法	補助単価（単位:円/㎡）
調湿建材	施工面積(㎡)×補助単価(円/㎡) ※施工面積は小数点以下を切り捨て	7,000

（注1）補助事業者(申請者)又は補助事業者(申請者)と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係る場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を上限額とする。その場合の補助対象経費及び補助対象外経費の詳細は次頁「②補助対象経費の導入費用にて算出する場合」を参照すること。

（注2）補助単価にて算出した補助対象経費の合計が見積書による補助対象経費の合計より低いことを確認すること。その場合の補助対象経費及び補助対象外経費の詳細は次頁「②補助対象経費の導入費用にて算出する場合」を参照すること。また、見積書による補助対象経費の合計の方が低い場合は、その金額を上限とする。

窓断

② 補助対象製品の導入費用にて算出する場合

潜熱蓄熱建材においては、補助対象製品の導入費用を補助対象経費とする。

補助対象経費及び補助対象外経費の詳細は、下表のとおりとする。

経費区分		項目
補助対象経費	材料費	・SIIに登録された補助対象製品の購入費
	工事費	・補助対象製品の取付費及び、その取付に必要な部材と取付費 ・補助対象製品の取付・敷設に必要な下地材等 ・補助対象製品の取付・敷設に伴う解体撤去費（場内集積まで） ・補助対象経費を算出するための実測費　等
補助対象外経費		・養生費、清掃費、美装費、搬入費、仮設足場費 ・給排水、電気等の設備工事費及び設備機器等の購入費用 ・クロス、外壁サイディング、フローリング等の仕上げ材、網戸・雨戸等の窓付属部材 ・サイディング胴縁、壁透湿シート、屋根防水シート等の下地材と取付費 ・土台・大引き・柱等の構造材、床下地合板、石膏ボード等の下地面材と取付費 ・諸経費、設計費、書類等の補助対象製品以外の送料、交通費、廃材処分費、管理費、調査費、消費税及び地方消費税、法定外福利費 ・金融機関に対する振込手数料　等

（注1）交付申請書とともに提出された見積書に値引きを計上している場合は、見積費用全体に係るものとみなし、補助対象経費にも按分にて値引きされているものとして取り扱う。

（注2）補助対象経費は、材料費・工事費共に市場流通価格等を基に適切に算定すること。

（注3）見積上の一項目に、補助対象と補助対象外の両方が含まれる場合、補助対象外を控除した経費を補助対象経費とすること。ただし、補助対象外の控除分を合理的な方法で算出しがたい場合は、費用按分も可とする。

5　事業スケジュール及び注意事項等

外断　内断　窓断

1.　事業スケジュール

本事業のスケジュールは以下のとおりとする。

		年間予定	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般公募	一次公募	・公募期間 2022年5月9日(月)～8月26日(金) ・交付決定 随時採択、最終交付決定日は以下のとおり 2022年9月下旬 ・実績報告書提出期限 2022年12月9日(金)		公募期間	交付決定（随時採択）	工事期間				実績報告書提出期限				
	二次公募	・公募期間 2022年9月5日(月)～10月21日(金) ・交付決定 随時採択、最終交付決定日は以下のとおり 2022年11月下旬 ・実績報告書提出期限 2023年1月13日(金)						公募期間	交付決定（随時採択）	工事期間	実績報告書提出期限			
	三次公募	・公募期間 2022年10月31日(月)～11月30日(水) ・交付決定 随時採択、最終交付決定日は以下のとおり 2022年12月下旬 ・実績報告書提出期限 2023年1月31日(火)							公募期間	交付決定（随時採択）	工事期間	実績報告書提出期限		
	報告	・効果測定期間(一次・二次・三次共通) 2022年12月1日(木)～2023年1月31日(火) ※外張り断熱のみ ・測定結果提出期限(一次・二次・三次共通) 2023年1月31日(火) ※外張り断熱のみ ・アンケート回答期間(一次・二次・三次共通) 2023年1月下旬～2月下旬(予定) ・アンケート提出期限(一次・二次・三次共通) 2023年2月下旬(予定)							効果測定期間(一次・二次・三次共通) ※外張り断熱のみ 測定結果提出期限(一次・二次・三次共通) ※外張り断熱のみ アンケート回答期間(一次・二次・三次共通) アンケート提出期限(一次・二次・三次共通)					

(注1) 交付決定は、申請書の到着日から約1か月を目処に随時行う(申請書類に不備・不足がある場合この限りではない)。

(注2) 実績報告書は、事業完了日から起算して14日又は各公募の実績報告書提出期限のいずれか早い日までに提出すること。
なお、事業完了日は、本事業に係る一連の工事が完了した日もしくは補助対象工事を含む一連の工事の支払いが完了した日(入金受領日)のいずれか遅い日とする。

(注3) 公募期間内であっても申請金額の合計が予算に達した日の前日をもって公募を終了し、予算に達した日以降に到着した申請は、原則受付けないので、十分注意すること。

2.　公募説明会

本事業において、公募説明会は実施しない。

3. 利益排除について

補助事業者(申請者)又は補助事業者(申請者)と利害を一にする者が、補助対象製品の調達及び工事等に係る場合は、該当する者の利益相当分を排除した額を補助対象経費とする必要がある。SIIは補助事業者(申請者)に対して、仕入れ価格の分かる見積書の写し等の提出を求め、補助対象経費の算定等について指示を行う場合があるので、これに応じること。

(例) 工務店経営者(社長等)が自宅を自社にて施工する場合、利益排除申請に該当するので、事前にSIIへ相談すること。

4. 他の補助事業との調整

補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む)の対象経費が含まれないこと。国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うと共に、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還することになるので注意すること。

国からの他の補助金の重複が無ければ併用可とする。両方の事業の交付決定後に契約・発注・着工をすること。耐震工事等の補助事業との併用については、工事に重複部分がなく、完全に区分けできているものは併用可とする。

5. 使用状況の報告(定期報告アンケート)について

本事業は、次世代省エネ建材の市場の拡大や断熱リフォーム等に関する情報の取得、分析についても事業の目的としている。SIIは補助事業者(居住者等)に対して、本事業についてのアンケートを行うので協力すること。
なお、アンケートの回答内容は個人情報を除いて国又はSIIから公表する場合がある。

提出期限 : 2023年2月下旬(予定) (回答期間:2023年1月下旬～2023年2月下旬(予定))

6. 本事業の支払いについて

本事業に係る一連の工事の支払いは、原則現金払い(金融機関による振込)とすること。
手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性のある支払い方法は不可とする。

7. 取得財産の管理等

- 本事業により取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 補助事業者(申請者)は、法定耐用年数の期間内に取得財産等を処分しようとするときは、予め補助事業財産処分承認申請書をSIIに提出し、その承認を受けなければならない。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金(年利10.95%)と共に補助金全額の返還を求めることがある。
- SIIは、補助事業者(申請者)が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとする。

8. 交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等について

補助事業者(申請者)は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従わなければならない。なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- 適正化法第17条の規定による交付決定の取り消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- 補助事業者(申請者)等の名称及び不正内容の公表。

9. 注意事項

① 1つの住宅に対して、複数の申請は受付けない。また、同一人が本事業に複数申請することはできないので注意すること。
ただし、審査の結果不採択となり、それ以降の公募に再度申請する場合はその限りではない。

② 申請する住宅の所有者が複数名存在する場合は、原則、所有者全員の同意の上、代表者が申請すること。連名での申請を希望する場合は、SIIに相談すること。

③ 補助金交付決定通知書受領後に補助事業を中止（廃止）申請した場合、年度内に再申請することはできないので注意すること。

④ 二世帯住宅等で、複数の玄関が設置されており、建物内部で行き来ができる場合は、戸建住宅として申請すること。

⑤ 長屋（テラスハウス・タウンハウスを含む）や二世帯住宅等で、複数の玄関が設置されており、建物内部で行き来できない場合は、集合住宅として申請すること。

⑥ 補助事業者（申請後、採択された申請者を「補助事業者」という。）、手続代行者は最後まで事業を遂行することを心がけること。
なお、事業の辞退・取り下げが集中するような手続代行者の申請案件は次年度以降、申請を受理しない場合等がある。

⑦ 補助対象製品は、SIIが本事業の対象となり得るとして指定したものであり、補助対象製品改修に係る補助事業者（申請者）と施工会社等との契約、施工、製品等の品質・性能、改修完了後の保守や保証、燃料等の調達、知的財産権等をSIIが保証するものではない。また、本事業の設計を行う事業者、又は工事を行う建設会社、並びに工事に携わる施工会社は建築基準法等の法令・法規を遵守すること。万一上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しない。

⑧ 製品の性能が損なわれないように、適切に施工されていることが確認できること。

⑨ SIIに提出する申請書類は必ず全てを保存しておくこと。

⑩ SIIに提出された申請や報告の情報は、事前告知を行わず、国又はSIIから公表される場合がある。

⑪ 断熱改修によって気密性能が向上すると、同時に室内湿度が上昇し、結露が発生する可能性がある。
この問題は加湿する開放型暖房設備の使用を控えることや、生活習慣の改善、換気システムの導入等によって緩和することができる。木部の劣化やカビ発生の原因となる結露の防止の観点から十分注意すること。
※ 参照：一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構自立循環型住宅のホームページ（https://www.jjj-design.org/）

⑫ 部分的な断熱工事は、改修箇所によって断熱した暖房室と非断熱の非暖房室との温度差が大きく、ヒートショックが発生する可能性があるので注意すること。

⑬ 申請者、手続代行者、施工会社等の間で生じる問題に関しては、SIIは関与しない。

⑭ 経済産業省が、以下の利用目的を前提として、本事業に関する情報の提供を求めた場合、これに応じること。
- 本事業の適正な執行
- 価格の分析
- 価格水準（個社が特定されないよう統計処理等したものに限る）の公表

⑮ 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者の申請による事業であること。また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省からの補助金交付等停止及び契約に係る指名停止措置が講じられている事業者を相手方とすることはできないので注意すること。
(https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html)
その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない申請者からの申請は対象外とする。

⑯ 表紙裏の“補助金の交付申請又は受給される皆様へ”についても確認すること。

＜個人情報の利用目的について＞
取得した個人情報は、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用することがある。
その場合、国が認める外部機関に提供を行う場合がある。
また、同一の設備等に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがある。

6 事業の実施

外断 内断 窓断

1. 事業フロー

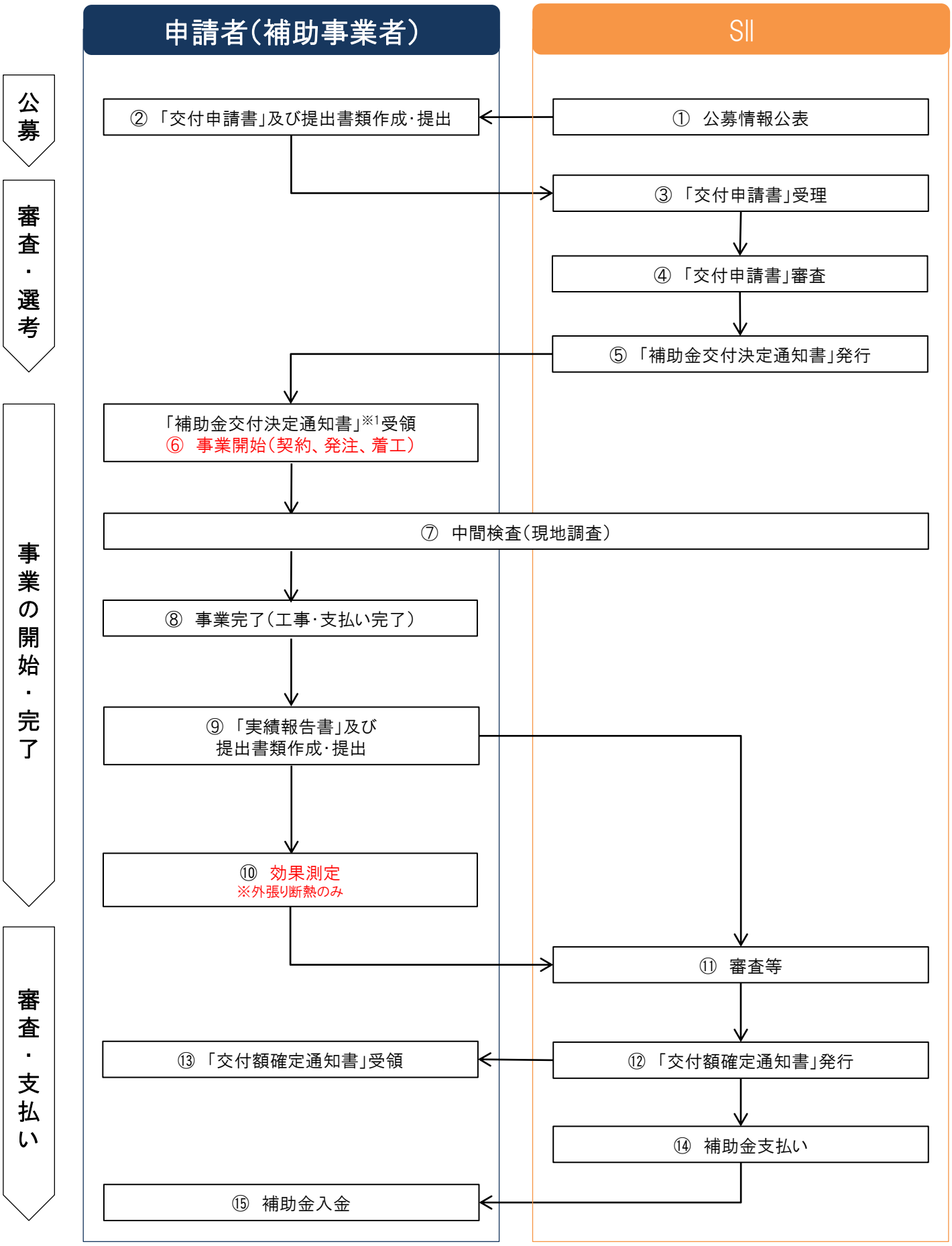

※1 本事業に係る工事(一連の工事を含む)は、補助金交付決定通知書に記載する交付決定通知日以降に契約、発注、着工すること。

外張り断熱か内張り断熱か窓断熱により必要項目が異なるので右側のアイコンを確認すること。

≪例≫ SII ・・・SIIが行う項目

外断 ・・・外張り断熱を行う申請者が対象の項目　内断 ・・・内張り断熱を行う申請者が対象の項目

窓断 ・・・全窓の改修を行う申請者が対象の項目

● **効果測定**　外断　内断　窓断

外張り断熱の場合、対象となる項目
※不要な項目はアイコンが薄い灰色となる

① 公募情報公表　SII

SIIは、補助事業を行おうとする者に対し公募を行い、必要に応じて説明を行う。
また、SIIホームページに公募情報を公表する。

② 「交付申請書」及び提出書類作成・提出　外断　内断　窓断

A) 申請について

申請者は提出に必要な書類※1を作成し、SII指定の提出先※2にE-mailにて送付すること(提出書類は必ず保存をしておくこと)。また申請者は、申請書類に関するSIIからの問合せや訂正依頼に対応できること。

B) 手続代行者について

申請者は申請について第三者に依頼することができる。申請の手続きを代行するもの(以下「手続代行者」という。)は、申請書類に関するSIIからの問合せや訂正依頼に対応できることを要件とする。
なお、「補助金交付決定通知書」や「交付額確定通知書」等の正式な通知書面等は申請者に送付する。

③ 「交付申請書」受理　SII

以下に該当する場合、原則、申請を受理しないので注意すること。

- 公募期間外に到着した申請
- 公募期間内に到着した申請において、要件の不適合、書類の不備・不足等がある場合

④ 「交付申請書」審査　SII

先着順に審査を行い、随時採択する。
ただし、補助事業公募期間内であっても事業規模に達した日の前日を以って公募を終了し、事業規模に達した日以降に到着した申請は原則受付けないので、十分注意すること。

※1「7 -3必要提出書類の一覧」参照
※2「7 -1.申請方法、提出先」参照

⑤「補助金交付決定通知書」発行 SII

SIIは交付申請書を受付後、その内容が適切であると認められるものに対し交付決定を行い、申請者へ原則、E-mailにて補助金交付決定通知書を通知するとともに、事務取扱説明書を送付する。

なお、補助金交付決定通知書は補助金額を確定するものではないので注意すること。

交付決定後に、交付申請内容が本事業の補助要件を満たさないことが発覚した場合は、審査の結果にかかわらず、交付決定の修正又は取り消しの措置を講じることがある。

（注1）国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取り下げることを条件に交付決定する。

（注2）交付の決定について、個別の問合せには応じられないので注意すること。

⑥ 事業開始（契約、発注、着工） 外断 内断 窓断

A）事業の開始について

本事業に係る工事（一連の工事を含む）は、本事業の補助金交付決定通知書に記載する交付決定通知日以降に契約、発注、着工すること。

交付決定通知日より前に着工をしていないことを証明するため、着工前写真は、補助金交付決定通知書に記載される「交付決定番号」を記載したボード（工事看板）を写し込んで撮影すること。

B）事業の計画変更について

申請内容の変更は原則認めない。やむを得ず交付申請時の計画を変更する可能性が生じた場合、必ず事前にその内容をSIIへ報告し、指示に従うこと。

⑦ 中間検査（現地調査） SII

- SIIは、「補助金交付決定通知書」発行の後、必要に応じて中間検査（現地調査）を行う。
  事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助事業者（申請者）から取引先に対して協力を依頼すること。
- 中間検査は、申請内容に係る工事等が本事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する調査であり、補助事業者はやむを得ない場合を除き、立ち会うこと。手続代行者がいる場合は手続代行者も原則立ち会うこと。
- 中間検査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取り消し対象となるので注意すること。

⑧ 事業完了（工事・支払い完了） 外断 内断 窓断

本事業に係る一連の工事の支払いは、原則現金払い（金融機関による振込）とすること。
手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性のある支払い方法は不可とする。

また、補助対象以外の工事であっても同じ契約内のもの、別契約であっても工事範囲が重複しているものは一連の工事として全ての工事が完了するまで事業完了としないので注意すること。

⑨「実績報告書」及び提出書類作成・提出 外断 内断 窓断

補助事業者（申請者）は事業完了後、実績報告書及び事務取扱説明書に記載されている必要書類を事業完了日から起算して14日又は実績報告書提出期限のいずれか早い日までに提出すること。
なお、本事業における事業完了日は、補助対象工事を含む一連の工事が完了した日もしくは支払いが完了した日（入金受領日）のいずれか遅い日とする。

⑩ 効果測定

外断 内断 窓断

- 補助事業者(申請者)は、SIIが定める住宅の効果測定を実施し、提出期限(2023年1月31日(火))までに測定結果をE-mailにて提出すること。
- 実績報告書の提出期限とは異なるので、注意すること。
- 実績報告書の提出があっても、測定結果の提出がない場合は、補助金を支払うことができないので必ず提出すること。

⑪ 審査等

SII

- 本事業を適正に執行するため、実績報告書の提出書類及び写真の内容が適正であるか審査し、交付すべき補助金の額を確定する。
  また、提出書類に記入した内容に関しての証憑等を求める場合がある。
- SIIは、実績報告書の提出を受け、申請内容に係る工事・経費等の審査を行い、必要に応じて現地調査を行う。

⑫ 「交付額確定通知書」発行

SII

SIIは、上記審査等にて内容が適正であると認めたとき、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者(申請者)に対し、交付額確定通知書にて補助金額の確定を通知する。

⑬ 「交付額確定通知書」受領

外断 内断 窓断

⑭ 補助金支払い

SII

SIIは、交付額確定通知書を通知した後、補助金を支払う。

⑮ 補助金入金

外断 内断 窓断

7 申請方法

外断 内断 窓断

1. 申請方法、提出先

申請書類の提出は、原則E-mailにて送付すること。申請方法の手順は以下のとおりとする。

① 申請様式のダウンロード

SIIホームページの次世代建材のページ(https://sii.or.jp/meti_material04/)より必要な改修区分の「申請様式」をダウンロードすること。

② 申請書類のデータ作成

- 提出書類については、Excel及びPDFファイル形式で作成すること。
- 提出書類のファイル名は次頁の「7 -3必要提出書類の一覧」にある指定のファイル名で作成すること。

【提出書類のファイル名の例】

1交付申請書〇〇邸.xlsx
2見積書〇〇邸.pdf
3図面〇〇邸.pdf
・
・
・

③ 申請書類をE-mailにて送付

- 申請書類の提出は、E-mailにて送付すること。E-mailの送付ができない場合は、SIIへ相談すること。
- 1申請ごとにメールで送付すること。
- 提出書類の添付ファイルが一度に送付できない場合は、メールを分けて作成すること。
  その場合、メールを分けて送付していることが分かるように、メール件名後に「1/2」、「2/2」等を入れてメールを作成すること。
- メール件名と提出先E-mailアドレスは下表のとおりとする。

メール件名	交付申請書(〇断)〇〇邸 ※( )内には改修区分を入力すること。 外張り断熱は「外断」、内張り断熱は「内断」、窓断熱は「窓断」
提出先E-mailアドレス	jisedai-shinsei@sii.or.jp ※本メールアドレスは提出書類受付用のアドレスのため、問合せ等については以下の②問合せ先の電話番号を参照すること。

- SIIよりメールを受信した旨の通知(自動返信)をするので、必ず確認すること。

(注1) 再申請や、手続代行者が複数申請を行う場合、自動返信メールのメールアドレスに返信する形でメールを作成するとSIIがメールを受信することができないため、必ずメールを新規に作成して申請すること。

2. 申請書提出期間、問合せ先

① 申請書提出期間(一次公募): 2022年5月9日(月)～2022年8月26日(金) 17時必着

申請の受付けは、公募期間内の平日(月曜～金曜)のみ行い、毎日17時に締めたうえ、17時を超えた申請は翌営業日の申請として受付けとする。
公募期間中に申請金額の合計が予算に達した場合は、その直前の日の17時までに届いた申請書を受付け対象とする。

② 問合せ先

TEL:03-5565-3110 (平日10時～17時) FAX:03-5565-4861
※通話料がかかります。

3. 必要提出書類の一覧

申請者はSIIのホームページで公表している様式で申請すること。
なお、提出書類は電子ファイルを作成し、指定したファイル名で保存をすること。提出書類のファイル名、ファイル形式については下表のとおりとする。

	書類名	様式	外断 外張り断熱	内断 内張り断熱	窓断 窓断熱	ファイル名 ファイル形式
①	交付申請書	定型様式1	○	○	○	1交付申請書○○邸.xlsx (Excelファイル)
②	暴力団排除に関する誓約事項 役員名簿(法人申請のみ)	別紙 別添	○	○	○	
③	明細書	定型様式2	○	○	○	
④	総括表	定型様式3	○	○	○	
⑤	誓約書	定型様式4	○	○	○	
⑥	見積書	自由	○	※1参照 (※1に該当する場合、提出要)		2見積書○○邸.pdf (PDFファイル)
⑦	建築図面等 平面図等	自由	○	○	○	3図面○○邸.pdf (PDFファイル)
⑧	建築図面等 立面図	自由	○			
⑨	建築図面等 矩計図・断面図	自由	○			
⑩	建築図面等 展開図・伏図	自由	○	○	○ (窓のみ改修の場合、提出不要)	
⑪	建築図面等 求積表	自由	○	○	○ (窓のみ改修の場合、提出不要)	4求積表○○邸.xlsx (Excelファイル) 又は 4求積表○○邸.pdf (PDFファイル)
⑫	申請者確認書類 個人申請 本人確認書類 申請者確認書類 法人申請 法人登記事項証明書 申請者確認書類 法人申請 建物登記事項証明書	自由	○	○	○	5申請者確認○○邸.pdf (PDFファイル)
⑬	外皮計算書及び性能値を確認できる書類	自由	○			6外皮計算○○邸.pdf (PDFファイル)
⑭	設計チェックシート (潜熱蓄熱建材を導入する場合のみ)	自由	○	○	○	7潜熱蓄熱建材○○邸.pdf (PDFファイル)
⑮	居室の断熱性能が確認できる書類 (潜熱蓄熱建材を導入する場合のみ)	自由				
⑯	高効率換気システムの要件が確認できる書類 (高効率換気システムを導入する場合のみ)	自由	○			8換気システム○○邸.pdf (PDFファイル)
⑰	その他書類 (上記に該当しない書類がある場合のみ)	自由	○	○	○	9その他○○邸.pdf (PDFファイル)

(注1) 必要提出書類の詳細は次頁以降を参照すること。
(注2) SIIが上記以外の書類が審査に必要と判断し、提出を求めた場合は応じること。
(注3)提出書類は文字や図面が不鮮明でなく、確認できる状態のものを送付すること。

※1 以下に該当する場合のみ、一連の工事全体の見積書一式を提出すること。
- 潜熱蓄熱建材を導入する場合
- 利益排除に該当する場合
- 見積書による補助対象経費の合計が補助単価にて算出した補助対象経費の合計より低い場合

4. 必要提出書類の詳細

提出が必要な書類は改修区分により異なる。改修区分ごとの提出書類は右側のアイコンを確認すること。

≪例≫

● **見積書**

外張り断熱において、提出が必要
※不要な項目はアイコンが薄い灰色となる

外断 内断 窓断

① 交付申請書

外断 内断 窓断

- 申請者(手続代行者がいる場合は手続代行者も含む)は、本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て了承の上、申請すること。
- SIIから通知等を送付するので、申請者が確認できるE-mailアドレスを必ず記入すること。

② 暴力団排除に関する誓約事項・役員名簿

外断 内断 窓断

- 暴力団排除に関する誓約内容を熟読すること。また、記載されている事項に反して行う事業は補助対象としない。
- 申請者が法人の場合は役員名簿を提出すること。

③ 明細書

外断 内断 窓断

- SIIが規定する対象経費に基づいて、製品区分ごとに記入すること。
- 外張り断熱及び潜熱蓄熱建材を導入する場合は、材料費と工事費を分けて記入すること。
  なお、工事費は「一式」等まとめて記入してもよいが、見積書の内訳書に費用・費目の詳細を記すこと。
- 明細書と総括表の整合性が取れていること。
- 内張り断熱の集合住宅において、複数住戸タイプを改修する場合(間取りや改修内容が異なる住戸)は、住戸タイプごとに記入すること。
- SII登録製品にて申請する場合は、SIIホームページの補助対象製品一覧を確認の上、申請すること。

④ 総括表

外断 内断 窓断

- 明細書を基に記入すること。
- 内張り断熱の集合住宅において、複数住戸タイプを改修する場合(間取りや改修内容が異なる住戸)は、住戸タイプごとに記入すること。

⑤ 誓約書

外断 内断 窓断

- 申請者が誓約書の内容を熟読し、記名すること。

⑥ 見積書

外断 内断 窓断

- 外張り断熱を申請する場合は提出すること。内張り断熱、窓断熱を申請する場合は提出は不要とする。
  ただし、以下に該当する場合のみ、一連の工事全体の見積書一式を提出すること。
  - 潜熱蓄熱建材を導入する場合
  - 利益排除に該当する場合
  - 見積書による補助対象経費の合計が補助単価にて算出した補助対象経費の合計より低い場合
- 工事請負契約予定の見積書を提出すること。
- 宛名が申請者と同一名(フルネーム)であること。
- 会社名の記載があること。
- 内訳書には費用・費目の詳細を記すこと。
- 補助対象経費であることが分かるように、備考欄等にその旨(例:補助対象 等)を記入するか、費用・費目にマーク等を記すこと。一つの費目に補助対象と補助対象外が混在している場合は、補助対象と補助対象外に費用・費目を分けること。
- 「2-4 補助対象となる経費」又は「3-7、4-7 補助対象経費の算出について」に該当する経費であって補助申請に加えていない経費がある場合には、備考欄等にその旨を記入するか、費用・費目にマーク等を記すこと。

⑦ 平面図等

外断 内断 窓断

- 改修前、改修後の1/100～1/50程度の平面図を提出すること。
- 改修工事を行う箇所を網掛け又は着色にて明示すること。
- 外張り断熱において補助対象となる高効率換気システムを導入する場合は、設置場所を記入すること。
- 床の改修を行う場合、求積図、求積表を記載すること。
- 内張り断熱で集合住宅の改修を行う場合は、棟の平面図及び立面図を提出すること。
- 内張り断熱で集合住宅において複数住戸改修する場合は、改修する住戸の住戸タイプ、部屋番号(例:Aタイプ501号 等)が明記されていること。
- 潜熱蓄熱建材(開口部からの進入日射熱利用)による改修を行う場合は、平面図に正確な方位を記入し、対象となる居室の中心から真南±30° の方位にある開口部の面積が、対象居室の床面積の10%以上であることを計算により明示すること。

【内張り断熱の記載例】

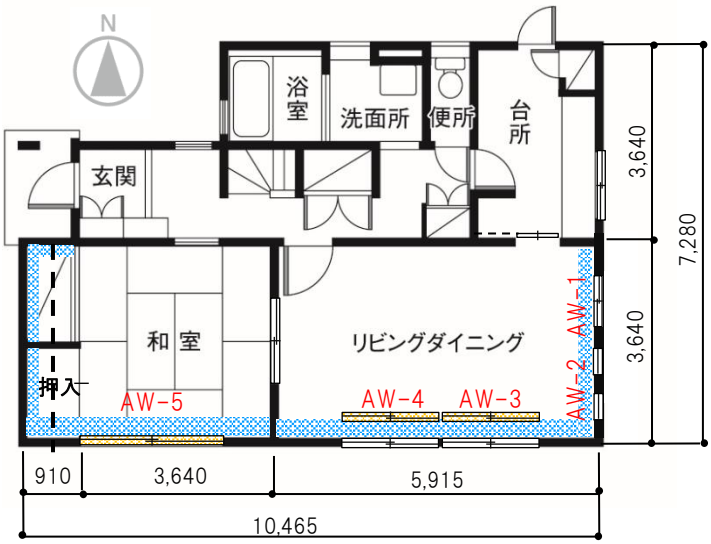

断熱パネル(必須製品) カバー工法窓、内窓(任意製品)

1階 平面図

⑧ 立面図

外断 内断 窓断

- 改修前、改修後の立面図(東西南北の四面全て)を提出すること。
- 改修工事を行う箇所を網掛け又は着色にて明示すること。
- 補助対象となる高効率換気システムを導入する場合は、設置場所を記入すること。
- 開口部の寸法を記載すること。
- 審査に必要となる場合は、別途姿図等の提出を求めることがある。

⑨ 矩計図・断面図

外断 内断 窓断

- 構造躯体、仕様等を記載すること。
- 使用材料の種類等の詳細を記載すること。

⑩ 展開図・伏図

外断 内断 窓断

- 断熱パネル、潜熱蓄熱建材、断熱材、窓、調湿建材にて改修を行う場合は、改修部（施工箇所）が判別できる図面及び求積図、求積表を記載し提出すること。
- 天井の改修をする場合は伏図を提出すること。
- 審査に必要となる場合は、別途その他の図面の提出を求めることがある。

【内張り断熱の記載例】

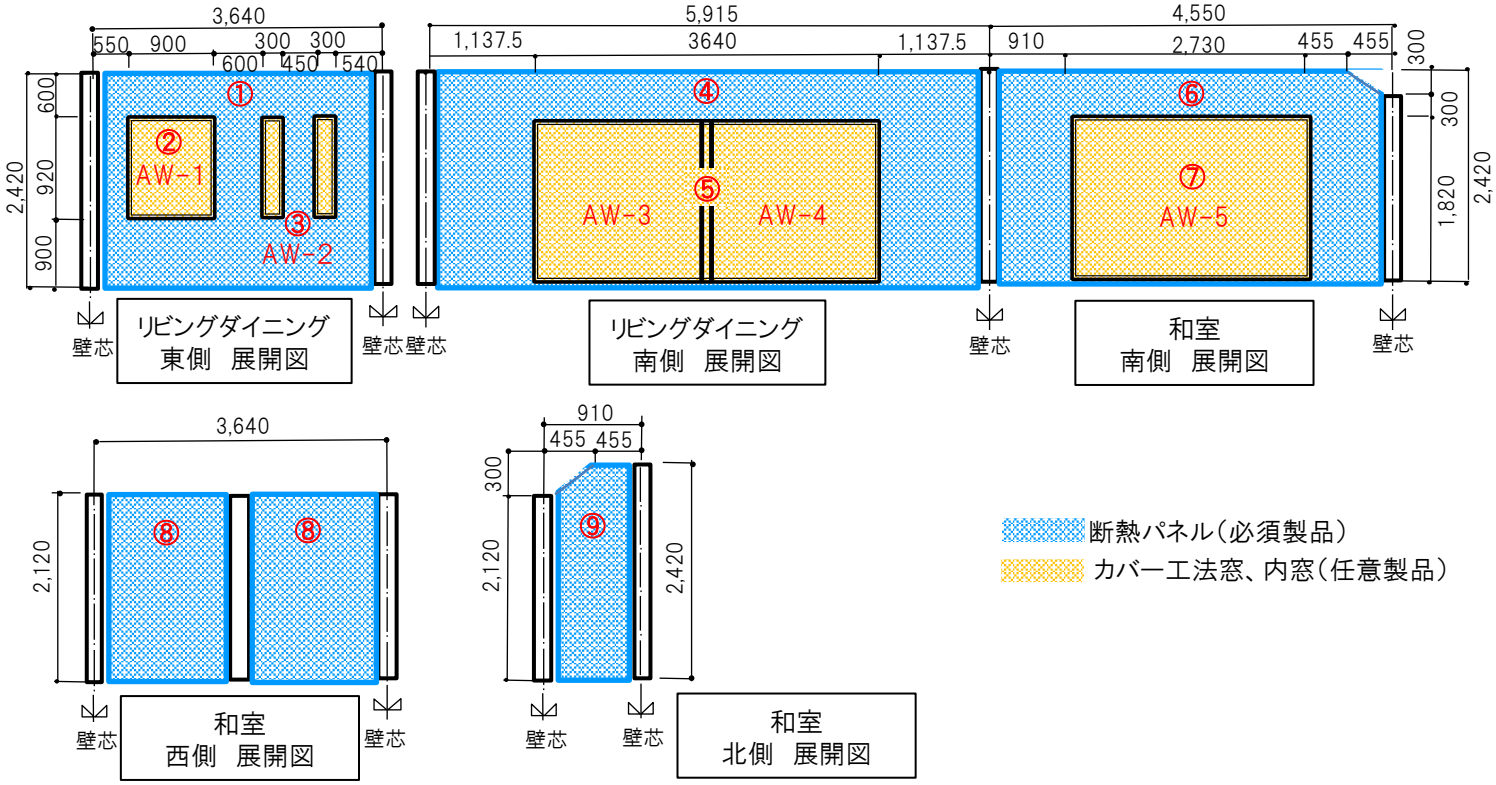

【RC造等の補足事項】

RC造等で熱橋となる柱又は梁が室内にある居室等の壁に断熱パネルを施工する場合は、柱又は梁部分の施工も要件となる。平面図や断面図に柱又は梁の寸法を記載し、面積に算入すること。

■壁に柱がある場合

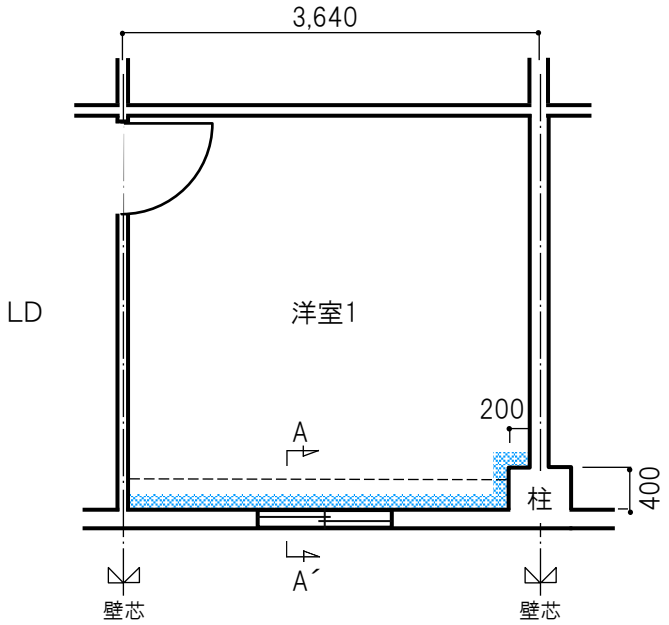

平面図

■天井に梁がある場合

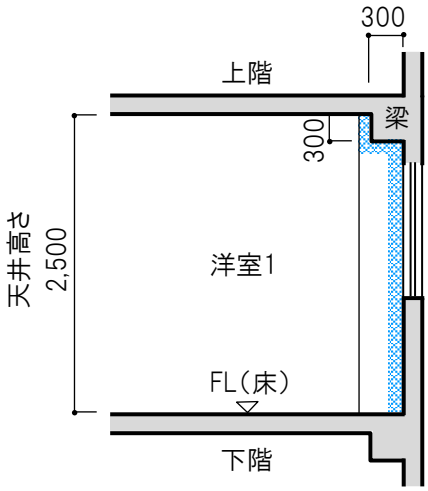

A-A´断面図

⑪ 求積表

外断 内断 窓断

- 求積表はSIIホームページの次世代建材のページ(https://sii.or.jp/meti_material04/)より求積表フォーマットをダウンロードして作成すること。又は別フォーマットを使用して作成してもよい。
- 立面図又は展開図・伏図等の番号、室名の記載があり、整合性が取れていること。

【内張り断熱の記載例】

断熱パネルの施工面積求積表

室名	開口を含む壁面積					開口面積					
	求積番号	W寸法(㎜)	H寸法(㎜)	数量 1/2は0.5 (-)で除く	面積(㎡)	求積番号	窓番号	W寸法(㎜)	H寸法(㎜)	数量	面積(㎡)
リビングダイニング 東側	①	3,640	2,420	1	8.8088	②	AW-1	900	920	1	0.828
						③	AW-2	300	920	2	0.552
リビングダイニング 南側	④	5,915	2,420	1	14.3143	⑤	AW-3.4	3,640	1,820	1	6.6248
和室 南側	⑥	4,550	2,420	1	11.011	⑦	AW-5	2,730	1,820	1	4.9686
		455	300	-0.5	-0.06825						
和室 西側	⑧	3,640	2,120	1	7.7168						
和室 北側	⑨	910	2,420	1	2.2022						
		455	300	-0.5	-0.06825						
				合計(A)	43.9166					合計(B)	12.9734

開口部を除く断熱パネル面積(A)ー(B)	30.94

(小数点第3位切り捨て)

⑫ 申請者確認書類

外断 内断 窓断

- 個人申請の場合は、有効期限内で現住所が記載されている本人確認書類を提出すること。

≪個人申請の申請者確認書類の例≫

- 運転免許証
- マイナンバーカード※1(マイナンバー通知カードは不可)
- 健康保険証※2

(注1) 工事対象住宅と本人確認書類に記載の住所が異なる場合は、別途書類の提出を求めることがある。

- 法人申請の場合は、法人登記事項証明書の写し及び建物登記事項証明書の写しを提出すること。
その場合、家屋の用途(種類)が居宅であること。

※1 マイナンバーカードは表面の写しのみ提出(マイナンバーの記載されている裏面の写しは提出しないこと)。
マイナンバーの記載のある書類が送付された場合には、 SIIにて黒塗り等の処理を行う。

※2 健康保険証に被保険者番号、保険者番号、記号、番号、QRコード等が記載されている場合は、該当箇所をマスキングの上、提出すること。記載のある書類が送付された場合には、 SIIにて黒塗り等の処理を行う。

⑬ 外皮計算書及び性能値を確認できる書類

外断　内断　窓断

- 外皮計算は、下表の性能基準計算ルートのうち「①標準計算ルート」により算出すること。

評価方法	①標準計算ルート	②簡易計算ルート	③モデル住宅法
面積	部位の面積を計算する	部位の面積を計算しない	部位の面積を計算しない
熱性能値	部位ごとの熱性能値を求める	部位ごとの熱性能値を求める	断熱材と開口部の性能値をカタログから選択
計算ツール	計算プログラム※やExcelで計算する	簡易な計算式に代入して計算する	簡易計算シートで計算する

※計算プログラムは、以下の3機関のホームページ上及び同等の外皮計算プログラムを用いること。
  - 一般社団法人　日本サスティナブル建築協会
  - 国立研究開発法人　建築研究所
  - 一般社団法人　住宅性能評価･表示協会

- RC造又は鉄骨造等で構造熱橋部が生じる場合は、熱橋部の熱損失を考慮した計算プログラムを用いること。
- 外皮計算書に添付する書類は以下のとおりとする
  - 部位ごとの外皮面積（外壁、窓、屋根、天井、床）とその基になる求積図及び求積表
  - 部位ごとの熱性能値の算出根拠（部位U値計算シート等）
  - 性能値を確認できる書類（断熱材の熱伝導率及び窓、玄関ドアの熱貫流率の記載されているメーカーのカタログ等）

⑭ 設計チェックシート

外断　内断　窓断

- 潜熱蓄熱建材を施工する場合に提出すること。
- メーカーが発行した設計チェックシートをSIIホームページからダウンロードし、設計者が記入すること。

⑮ 居室の断熱性能が確認できる書類

外断　内断　窓断

潜熱蓄熱建材を施工する場合に提出すること。

A）平成11年省エネ基準に該当する居室であることが確認できる以下いずれかの書類を提出すること。
- 住宅性能表示基準の温熱環境･エネルギー消費量に関することにおいて、断熱等性能等級が4であることが確認できる建設住宅性能評価書の写し等
- 断熱材や開口部の仕様が分かる建築時の仕様書、図面等及びH11年基準を満たしていることを証明できる書類等

B）断熱リノベ事業等で発行された補助金交付額確定通知書の写し等

⑯ 高効率換気システムの要件が確認できる書類

外断　内断　窓断

- 高効率換気システムを導入する場合は、温度（顕熱）交換効率が確認できる仕様書、カタログ等を提出すること（該当箇所にマーク等をすること）

⑰ その他書類

外断　内断　窓断

①～⑯に該当しない提出書類
≪その他書類の例≫
- 店舗部等と居住部が同一の建物を申請する場合の、店舗部等と居住部それぞれの電気･ガスのメーター写真
- 施工不可の部位の写真

8　外張り断熱の必要提出書類について　外断

1.　必要提出書類の記入例

交付申請書（定型様式1）

交付申請書　外断

書類作成日：　○○○○　年　○　月　○○　日

書類の作成日を記入してください。
※公募期間内の日付でなければ、受理されないのでご注意ください。

一般社団法人　環境共創イニシア
代 表 理 事

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金（次世代省エネ建材の実証支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第４条の規定に基づき、下記のとおり補助金の申請をします。
なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

外張り断熱の申請は個人申請のみとなります。

氏名は本人確認書類のとおりに記入してください。

生年月日を記入してください。

1．申請者の氏名又は名称（法人にあっては名　　所

所有者	■ 個人　□ 法人			
（ふりがな） 氏名	○○○ 氏 ○○	○○○○ 名 ○○	生年月日	昭和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日
住所	〒 ○○○－○○○○ 都道府県：○○県 市区町村：○○○市○○○町○○ 丁目・番地・号：○○-○○-○○			
建物名 部屋番号				
電話番号	（ ○○ ）○○○○ － ○○○○		E-mail	○○○○ @ ○○○○○○○○
ＦＡＸ番号	（ ○○ ）○○○○ － ○○○○		緊急連絡先（携帯等）	（ ○○○ ）○○○○ － ○○○○

住所は都道府県から記入してください。

申請者の連絡先情報を記入してください。

手続代行者がいる場合のみ記入してください。

SIIから通知等を送付するので、申請者が確認できるE-mailアドレスを必ず記入してください。

2．手続代行者の名称及び代表者等名および住所

代表者情報	会社名	□□□□□株式会社			
	代表者氏名	氏：□□	名：□□	役職名	代表取締役社長
	代表者住所	〒 □□□－□□□□ 都道府県：□□県 市区町村：□□□市 丁目・番地・号：□□□□-□			
	建物名 部屋番号				
連絡担当者情報	担当者氏名	氏：□□	名：□□	担当者所属部署	□□□
	担当者住所	■ 担当者住所が代表者住所と同一の場合は、チェックを入れること 〒			
	建物名 部屋番号				
	電話番号	（ □□ ）□□□□ － □□□□		E-mail	□□□□ @ □□□□□□□□
	ＦＡＸ番号	（ □□ ）□□□□ － □□□□		緊急連絡先（携帯等）	（ □□□ ）□□□□ － □□□□

担当者住所と代表者住所が同一の場合は、□→■を選択してください。
（同一住所の場合、担当者住所の記入は不要です。）

・問合せ等で確実に対応できる実務担当者を記入してください。
・緊急時に連絡が取れる連絡先を記入してください。

交付申請書（定型様式1）

外断

所有区分、居住区分を選択してください。

築年数を記入してください。

3．工事対象住宅の情報

住宅区分	■ 戸建住宅（外張り断熱）	築年数	○○　　年
所有区分	■ 所有	所有にチェックされた方へ 申請者と建物登記事項証明書の所有者が同一であることを確認すること	
	□ 所有予定	所有予定にチェックされた方へ 実績報告時に建物登記事項証明書を提出すること	
居住区分	■ 居住	居住にチェックされた方へ 工事対象住宅の住所が本人確認書類の住所と同一であること	
	□ 居住予定	改修後に居住予定の方へ 工事対象住所へ改修後に居住する場合は、実績報告時に住民票を提出すること	
工事対象住宅の住所	〒　　－		
他の補助金等への申請	□ 無	■ 有	有にチェックされた方へ 補助金を重複して受け取れない場合があるので注意すること
		申請又は申請予定の補助金等の名称	（○○○○○○○○○○○○○○○）

改修工事をする住宅の住所を住居表示にて記入してください。
居住区分が「居住」の場合、工事対象住宅の住所の記入は不要です。

他の補助金への申請有無を選択してください。
有の場合、右記の注意事項を確認の上、
□→■を選択してください。

4．補助金交付申請額

2，535，775　円（税抜）

総括表の補助金交付申請額が
自動で転記されます。

5．工事期間

着工予定日	○○○○　年　○　月　○○　日	工事完了予定日	○○○○　年　○○　月　○○　日

申請内容に係る一連の工事予定期間を
記入してください。

（注）この申請書には、以下の書面を添付すること。
（1）暴力団排除に関する誓約事項（別紙）
（2）その他一般社団法人環境共創イニシアチブが指示する書面

「暴力団排除に関する誓約事項（別紙）」は、申請書の提出をもって
同意したとみなしますので、誓約内容について熟読してください。

明細書(定型様式2) 断熱材

外断

• 黒字の箇所は自動で入力されます。

明細書【断熱材】 外断

＜見積書の補助対象経費＞

・見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること。
・部位ごとに明細を作成すること。

…自動入力　…申請者入力欄

↓小数点第2位まで、3位切捨て

部位	費目	求積表番号	構成	メーカー名	製品名	施工面積(㎡)	金額(円)[税抜]
床	材料費	①	一層目	株式会社△△△	△△△△△	75.94 ㎡	318,900
		②	一層目	△△△株式会社	△△△	4.14 ㎡	17,380
						㎡	
						㎡	
						㎡	
						㎡	
						㎡	
		施工面積・材料費計				80.08 ㎡	336,280
	工事費					工事費計	160,120
						小計	496,400

求積表と整合性をとって記入してください。

・該当する構成を記入してください。
・メーカー名と製品名を記入してください。
・施工面積は小数点第2位まで、3位切捨てで記入してください。

補助対象製品の施工に必要な経費の内、補助対象となる工事費を一式で記入してください。

部位	費目	求積表番号	構成	メーカー名	製品名	施工面積(㎡)	金額(円)[税抜]
壁	材料費	①	一層目	株式会社△△△	△△△△△	158.64 ㎡	713,880
						㎡	
						㎡	
						㎡	
						㎡	
						㎡	
						㎡	
		施工面積・材料費計				158.64 ㎡	713,880
	工事費					工事費計	360,000
						小計	1,073,880

求積表と整合性をとって記入してください。

・該当する構成を記入してください。
・メーカー名と製品名を記入してください。
・施工面積は小数点第2位まで、3位切捨てで記入してください。

補助対象製品の施工に必要な経費の内、補助対象となる工事費を一式で記入してください。

部位	費目	求積表番号	構成	メーカー名	製品名	施工面積(㎡)	金額(円)[税抜]
天井	材料費	①	一層目	△△△株式会社	△△△△△△△△	82.81 ㎡	331,240
						㎡	
						㎡	
						㎡	
						㎡	
						㎡	
						㎡	
		施工面積・材料費計				82.81 ㎡	331,240
	工事費					工事費計	168,000
						小計	499,240

求積表と整合性をとって記入してください。

・該当する構成を記入してください。
・メーカー名と製品名を記入してください。
・施工面積は小数点第2位まで、3位切捨てで記入してください。

補助対象製品の施工に必要な経費の内、補助対象となる工事費を一式で記入してください。

断熱材の補助対象経費の合計[税抜]	2,069,520

明細書（定型様式2）　窓（カバー工法・外窓交換）

外断

• 黒字の箇所は自動で入力されます。

明細書【窓（カバー工法・外窓交換）】

外断

＜見積書の補助対象経費＞

・見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること。
・窓番号は平面図との整合性をとり記入すること。

…自動入力　…申請者入力欄

費目	窓番号	改修工法	メーカー名	製品名（シリーズ名）	窓サイズ（mm）	面積（㎡）(a)	窓数 (b)	面積計 (a)×(b)	単価（円）(c)	金額(円)[税抜] (b)×(c)
材料費	AW-1	カバー工法	株式会社△△△△	△△△△△△△△	1,800 × 2,000	3.60	2	7.20	144,000	288,000
	AW-2	カバー工法	株式会社△△△△	△△△△△△△△	1,800 × 1,100	1.98	6	11.88	92,000	552,000
	AW-3	カバー工法	株式会社△△	△△△△	600 × 1,100	0.66	5	3.30	48,000	240,000
	AW-4	カバー工法	株式会社△△	△△△△	800 × 900	0.72	6	4.32	58,000	348,000
					×					
					×					
					×				

明細書（定型様式2）　玄関ドア・調湿建材・高効率換気システム

外断

• 黒字の箇所は自動で入力されます。

明細書【玄関ドア・調湿建材・高効率換気システム】

外断

＜見積書の補助対象経費＞

・見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること。

…自動入力　…申請者入力欄

改修工法	玄関ドア

費目	メーカー名	製品名	数量（b）	単価（円）（c）	金額(円)［税抜］(b)×(c)
材料費	△△△株式会社	△△△△△△△△△△△△△	1	190,000	190,000
		数量・材料費計	1		190,000
工事費		工事費計			60,000
		玄関ドアの補助対象経費の合計[税抜]			250,000

メーカー名と製品名を記入してください。

補助対象製品の施工に必要な経費の内、補助対象となる工事費を一式で記入してください。

改修工法	調湿建材

↓小数点第2位まで、3位切捨て

費目	SII登録型番	メーカー名	製品名	施工面積（㎡）	金額(円)［税抜］
材料費				㎡	
				㎡	
				㎡	
				㎡	
				㎡	
				㎡	
				㎡	
			施工面積・材料費計	㎡	
工事費				工事費計	
				調湿建材の補助対象経費の合計[税抜]	

SII登録型番を記入すると自動でメーカー名、製品名が記入されます。SIIホームページの補助対象製品一覧からSII登録型番をコピーして貼付けると入力ミスが防げます。

施工面積は小数点第2位まで、3位切捨てで記入してください。

補助対象製品の施工に必要な経費の内、補助対象となる工事費を一式で記入してください。

改修工法	高効率換気システム

費目	居室名	製品型番	メーカー名	製品名	台数（a）	単価（b）	金額(円)［税抜］(a)×(b)
設備費	○○○○	XXX-FF-22-86541	△△株式会社	△△△△△△	1	98,000	98,000
	○○	XXX-FF-22-86541	△△株式会社	△△△△△△	1	98,000	98,000
	○○○	XXX-FF-22-86541	△△株式会社	△△△△△△	1	98,000	98,000
				数量・設備費計	3		294,000
工事費						工事費計	165,500
						高効率換気システムの補助対象経費の合計[税抜]	459,500

設置する居室名を記入してください。

製品型番、メーカー名、製品名を記入してください。

補助対象製品の施工に必要な経費の内、補助対象となる工事費を一式で記入してください。

明細書(定型様式2) 断熱パネル

外断

• 黒字の箇所は自動で入力されます。

明細書【断熱パネル】 外断

＜見積書の補助対象経費＞

・見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること。
・部位ごとに明細を作成すること。

…自動入力 …申請者入力欄

↓小数点第2位まで、3位切捨て

部位	費目	SII登録型番	メーカー名	製品名	施工面積(㎡)	金額(円)[税抜]
床	材料費				㎡	
					㎡	
					㎡	
					㎡	
					㎡	
					㎡	
					㎡	
		施工面積・材料費計			㎡	
	工事費	工事費計				
小計						

部位	費目	SII登録型番	メーカー名	製品名	施工面積(㎡)	金額(円)[税抜]
壁	材料費	JP999999A	株式会社△△△	△△△△△△	12.01 ㎡	63,950
		JP999999A	株式会社△△△	△△△△△△	7.73 ㎡	42,580
					㎡	
					㎡	
					㎡	
					㎡	
					㎡	
		施工面積・材料費計			19.74 ㎡	106,530
	工事費	工事費計				60,000
小計						166,530

SII登録型番を記入すると自動でメーカー名、製品名が記入されます。
SIIホームページの補助対象製品一覧からSII登録型番をコピーして
貼付けると入力ミスが防げます。

施工面積は小数点第2位まで、
3位切捨てで記入してください。

補助対象製品の施工に必要な経費の内、
補助対象となる工事費を一式で記入してください。

部位	費目	SII登録型番	メーカー名	製品名	施工面積(㎡)	金額(円)[税抜]
天井	材料費				㎡	
					㎡	
					㎡	
					㎡	
					㎡	
					㎡	
					㎡	
		施工面積・材料費計			㎡	
	工事費	工事費計				
小計						

断熱パネルの補助対象経費の合計[税抜]	166,530

明細書（定型様式2）　潜熱蓄熱建材

外断

明細書【潜熱蓄熱建材】

外断

＜全館空調の有無＞　⇓有の場合、延床面積を記入してください。

□無　□有　延床面積　：　㎡　全館蓄熱量合計：　kJ　延床面積あたりの蓄熱量：　kJ/㎡

全館空調の有無を選択してください。

全館空調の有の場合、自動計算されます。
※80ｋJ/㎡以上であることを確認してください。

＜見積書の補助対象経費＞

・見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、　と。
・居室ごとに明細を作成すること。

利用方法を選択してください。
A：開口部からの進入日射熱利用
B：温水式床暖房放熱器利用（太陽熱集熱設備併用）
C：屋根空気集熱式ソーラーシステム（全館空調方式）

部位・構成を選択してください。

居室名				床面積(a)	㎡	←小数点第2位まで、3位切捨て↓					
費目	部位	構成	SII登録型番	メーカー名	製品名	蓄熱量（kJ/㎡）（b）	施工面積（㎡）（c）	蓄熱量合計（kJ）（d）[(b)x(c)]	厚み（mm）	利用方法	金額(円)［税抜］
材料費							㎡				
							㎡				
							㎡				
							㎡				
							㎡				
							㎡				
							㎡				
	床面積当たりの蓄熱量(kJ/㎡) [(d)/(a)]								材料費計		
工事費									工事費計		
									小計		

SII登録型番を記入すると自動でメーカー名、製品名が記入されます。
SIIホームページの補助対象製品一覧からSII登録型番をコピーして貼付けると入力ミスが防げます。

自動計算されます。（小数点以下切捨て。）
※192ｋJ/㎡以上であることを確認してください。

補助対象製品の施工に必要な経費の内、補助対象となる工事費を一式で記入してください。

居室名				床面積(a)	㎡	←小数点第2位まで、3位切捨て↓					
費目	部位	構成	SII登録型番	メーカー名	製品名	蓄熱量（kJ/㎡）（b）	施工面積（㎡）（c）	蓄熱量合計（kJ）（d）[(b)x(c)]	厚み（mm）	利用方法	金額(円)［税抜］
材料費							㎡				
							㎡				
							㎡				
							㎡				
							㎡				
	床面積当たりの蓄熱量(kJ/㎡) [(d)/(a)]								材料費計		
工事費									工事費計		
									小計		

居室名				床面積(a)	㎡	←小数点第2位まで、3位切捨て↓					
費目	部位	構成	SII登録型番	メーカー名	製品名	蓄熱量（kJ/㎡）（b）	施工面積（㎡）（c）	蓄熱量合計（kJ）（d）[(b)x(c)]	厚み（mm）	利用方法	金額(円)［税抜］
材料費							㎡				
							㎡				
							㎡				
							㎡				
							㎡				
	床面積当たりの蓄熱量(kJ/㎡) [(d)/(a)]								材料費計		
工事費									工事費計		
									小計		

潜熱蓄熱建材の補助対象経費の合計[税抜]	

明細書（定型様式2）　窓（内窓取付）

外断

明細書【窓（内窓取付）】

外断

◆使用する複層ガラスの中空層の厚さは、SIIホームページの最小中空層厚さ以上であるか必ずご確認ください。
※上記の要件を満たしていない場合、補助対象外となりますのでご注意ください。

＜見積書の補助対象経費＞

・見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、必ず[税抜]に修正して作成すること。
・窓番号は平面図との整合性をとり記入すること。

…自動入力　…申請者入力欄

費目	窓番号	SII登録型番	メーカー名	製品名（シリーズ名）	窓サイズ（mm）	面積（㎡）(a)	窓数 (b)	面積計 (a)×(b)	単価（円）(c)	金額(円)[税抜] (b)×(c)
材料費					×					
					×					
					×					

総括表（定型様式3）

外断

総括表

外断

＜住宅の概要＞

1. 延べ床面積　120.08 ㎡

延べ床面積を記入してください。

2. 地域区分　4

該当する地域区分を選択してください。

3. 外皮平均熱貫流率（UA値）　0.48　（小数点第2位まで、3位以下切上げ）

外皮平均熱貫流率の計算結果を記入してください。

※「明細書」を先に記入すること

・見積書及び明細書を基に、導入製品ごとの補助対象経費の合計を下表に記入すること。
・補助対象経費の合計は、必ず[税抜]で記入すること。
・明細書及び見積書の金額と整合性が取れていること。

…自動入力（リンク含む）　…申請者入力欄

＜補助対象経費の算出＞

経費項目			補助対象経費の合計［税抜］		
補助対象	材工費	断熱材	計	2,069,520	円
		窓（カバー工法窓・外窓）	計	1,998,000	円
		玄関ドア	計	250,000	円
		断熱パネル	計	166,530	円
		潜熱蓄熱建材	計		円
		窓（内窓）	計		円
		調湿建材	計		円
		高効率換気システム	計	459,500	円
	設計費	交付決定後の実測費	計	60,000	円
		効果測定費用	計	68,000	円
	見積書の補助対象経費（A）		計	5,071,550	円
補助率による計算（B）［（A）／2］			計	2,535,775	円

明細書で算出された補助対象経費が自動で転記されます。

見積による設計費を記入してください。

各項目が自動計算されます。

↓【定型様式1 交付申請書】の「4. 補助金交付申請額」に

補助金交付申請額（C）	2,535,775	円

補助率による計算（B）と補助金の上限額のいずれか低い方の金額が補助金交付申請額（C）となります。

※補助金の上限額は、地域区分ごとに異なります。
1～4地域の場合は上限額400万円
5～8地域の場合は上限額300万円

＜補助対象外経費＞

その他工事費用・諸経費（D）	計	8,480,000	円
消費税（E）	計	1,355,155	円

見積書による補助対象外経費の合計を記入してください。

＜見積書の合計金額＞

↓別添の見積書の合計金額と一致していること

見積書の合計金額（F）［（A）＋（D）＋（E）］	計	14,906,705	円

見積書の合計金額と一致させてください。

誓約書(定型様式4)

外断

一般社団法人　環境共創イニシアチブ

代 表 理 事 殿

令和４年度　住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金
（次世代省エネ建材の実証支援事業）
誓約書

私は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）に対して、補助金の交付申請時、補助事業の実施期間内及び完了後においても、下記の事項について誓約いたします。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

１．**交付申請**
申請者（手続代行者がいる場合は手続代行者も含む）は、本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て了解している。
ただし、SIIが審査した結果、補助金の交付対象にならない場合があることを承知している。
また、申請者（手続代行者がいる場合は手続代行者も含む）は、提出前に必ず申請書類を全て保存しておくこと。

２．**暴力団排除**
暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意している。

３．**交付決定前の事業着手の禁止**
交付決定通知書を受領する前に本事業の契約又は工事に着手した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。

４．**重複受給の禁止**
他の国庫補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。

５．**申請の無効**
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。
万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。

６．**個人情報の利用**
SIIが取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づいた上で、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることに同意している。

７．**申請内容の変更及び取下げ**
交付決定後に申請内容に変更の可能性が生じた場合には、SIIに速やかに報告することを了承している。
また、交付決定通知書に記載された補助金の額は上限額であり、変更内容によっては減額になる場合があることを了承している。
万が一、違反する行為が発生した場合は、SIIの指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。

８．**現地調査等の協力**
補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。

９．**事業の不履行等**
申請者及び補助事業者、手続代行者がSIIに連絡及び書類の修正を怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないとSIIが判断した場合は、申請を無効とする場合があることを理解し、了承している。

１０.**免責**
SIIは、申請者、手続代行者、施工会社等の間で生じる問題に関して関与しないことを了承している。
また、区分所有者全員で構成される団体等の内部で生じる問題についても同様とする。

１１.**事業の内容変更、終了**
SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。

上記を誓約し、申請内容に間違いがないことを確認した。

誓約書の内容を確認の上、
日付と氏名を記入してください。

○○○○ 年 ○ 月○○ 日

申請者　氏名　○○　○○

9　内張り断熱の必要提出書類について　内断

1.　必要提出書類の記入例

交付申請書（定型様式1）

交付申請書　内断

書類の作成日を記入してください。
※公募期間内の日付でなければ、
受理されないのでご注意ください。

書類作成日：　○○○○　年　○　月　○○　日

一般社団法人　環境共創イ
代 表

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金（次世代省エネ建材の実証支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第４条の規定に基づき、下記のとおり補助金の申請をします。
なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

所有者を選択してください。
※法人名義で申請をする場合は、法人を選択していただき、
法人名と役職名を記入してください。

1．申請者の氏名又は名称（法人にあっては名称及び代表者の氏名）及び住所

所有者	■ 個人　□ 法人			
法人名 ※個人申請の場合、記入不要			役職名	
（ふりがな） 氏名または代表者名等	○○○	○○○○	生年月日	昭和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日
	氏 ○○	名 ○○		
住所	〒 ○○○－○○○○			
	都道府県 ○○県	市区町村 ○○○市○○○町○○	丁目・番地・号 ○○-○○-○○	
建物名 部屋番号				
電話番号	（ ○○ ）○○○○ － ○○○○		E-mail	○○○○ @ ○○○○○○○○
ＦＡＸ番号	（ ○○ ）○○○○ － ○○○○		緊急連絡先 （携帯等）	（ ○○○ ）○○○○ － ○○○○

氏名は本人確認書類のとおりに記入してください。

生年月日を記入してください。

住所は都道府県から記入してください。

申請者の連絡先情報を記入してください。

SIIから通知等を送付するので、申請者が確認できるE-mailアドレスを必ず記入してください。

手続代行者がいる場合のみ記入してください。

2．手続代行者の名称及び代表者等名および住所

代表者情報	会社名	□□□□□株式会社			
	代表者氏名	氏 □□	名 □□	役職名	代表取締役社長
	代表者住所	〒 □□□－□□□□			
		都道府県 □□県	市区町村 □□□市	丁目・番地・号 □□□□-□	
	建物名 部屋番号				
連絡担当者情報	担当者氏名	氏 □□	名 □□	担当者所属部署	□□□
	担当者住所	■ 担当者住所が代表者住所と同一の場合は、チェックを入れること 〒			
	建物名 部屋番号				
	電話番号	（ □□ ）□□□□ － □□□□		E-mail	□□□□ @ □□□□□□□□
	ＦＡＸ番号	（ □□ ）□□□□ － □□□□		緊急連絡先 （携帯等）	（ □□□ ）□□□□ － □□□□

担当者住所と代表者住所が同一の場合は、□→■を選択してください。
（同一住所の場合、担当者住所の記入は不要です。）

・問合せ等で確実に対応できる実務担当者を記入してください。
・緊急時に連絡が取れる連絡先を記入してください。

交付申請書（定型様式1）

内断

所有区分、居住区分を選択してください。

築年数を記入してください。

3．工事対象住宅の情報

住宅区分	■ 戸建住宅		築年数	○○　年
所有区分	■ 所有	所有にチェックされた方へ 申請者と建物登記事項証明書の所有者が同一であることを確認すること		
	□ 所有予定	所有予定にチェックされた方へ 実績報告時に建物登記事項証明書を提出すること		
居住区分	■ 居住	居住にチェックされた方へ 工事対象住宅の住所が本人確認書類の住所と同一であること		
	□ 居住予定	改修後に居住予定の方へ 工事対象住所へ改修後に居住する場合は、実績報告時に住民票を提出すること		
	□ 賃貸	賃貸にチェックされた方へ 申請者と建物登記事項証明書の所有者が同一であることを確認すること		
工事対象住宅の住所	〒　－			
他の補助金等への申請	□ 無	■ 有	有にチェックされた方へ 補助金を重複して受け取れない場合があるので注意すること	
		申請又は申請予定の補助金等の名称	（○○○○○○○○○○○○）	

改修工事をする住宅の住所を住居表示にて記入してください。
居住区分が「居住」の場合、工事対象住宅の住所の記入は不要です。

他の補助金への申請有無を選択してください。
有の場合、右記の注意事項を確認の上、
□→■を選択してください。

4．補助金交付申請額

1，009，500 円（税抜）

総括表の補助金交付申請額が自動で転記されます。

※集合住宅(1棟所有)に限り、総括表の補助金交付申請額をご記入ください。

5．工事期間

着工予定日	○○○○　年　○　月　○○　日	工事完了予定日	○○○○　年　○○　月　○○　日

申請内容に係る一連の工事予定期間を記入してください。

（注）この申請書には、以下の書面を添付すること。
（1）暴力団排除に関する誓約事項（別紙）
（2）役員名簿（別添により作成すること）
（3）その他一般社団法人環境共創イニシアチブが指示する書面

「暴力団排除に関する誓約事項（別紙）」は、申請書の提出をもって同意したとみなしますので、誓約内容について熟読してください。

役員名簿（別添）

内断

法人申請の場合のみ記入してください。
個人申請の場合は記入不要。

別添

○○○○ 年　○　月　○○　日

交付申請書の作成日と同日を記入してください。

役員名簿

役員全員分の必要情報を記入してください。

役員名簿

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				会社名	役職名
		和暦	年	月	日		
○○○ ○○○	○○　○○	S	30	01	01	○○○株式会社	代表取締役社長
○○○ ○○○	○○　○○	S	40	12	31	○○○株式会社	常務取締役
○○○ ○○○	○○　○○	H	02	09	30	○○○株式会社	取締役営業本部長

（注1）　申請者が個人の場合は不要とする。

（注2）役員名簿については、氏名カナ（全角、姓と名の間を全角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間を全角で1マス空け）、生年月日（全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角）、会社名及び役職名を記入する。
また、外国人については、氏名漢字欄は商業登記簿に記載のとおりに記入し、氏名カナ欄はカナ読みを記入すること。

明細書(定型様式2)断熱パネル

内断

・黒字の箇所は自動で入力されます。

明細書【断熱パネル】 内断

・部位ごとに明細を作成すること。

…自動入力　…申請者入力欄

小数点第2位まで、
↓3位切捨て

部位	SII登録型番	メーカー名	製品名	グレード	施工面積(㎡)
床					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
壁	JP999999S	株式会社△△△	△△△△△△	S	16.05 ㎡
	JP888888A	株式会社△△△	△△△△△△	A	14.70 ㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
天井					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡

SII登録型番を記入すると自動でメーカー名、製品名が記入されます。
SIIホームページの補助対象製品一覧からSII登録型番をコピーして
貼付けると入力ミスが防げます。

施工面積は小数点第2位まで、
3位切捨てで記入してください。

＜補助対象経費の算出＞

↓小数点以下切捨て

部位	グレード	施工面積(㎡)	×	補助単価(円)	補助対象経費(円)	補助対象経費の合計(円)
床	S	㎡	×	24,000 円	円	円
	A	㎡	×	8,000 円	円	
壁	S	16 ㎡	×	24,000 円	384,000 円	496,000 円
	A	14 ㎡	×	8,000 円	112,000 円	
天井	S	㎡	×	24,000 円	円	円
	A	㎡	×	8,000 円	円	
断熱パネルの補助対象経費合計						496,000 円

補助対象経費の算出をする際には、施工面積の
小数点以下は切捨てとなります。（自動計算）

上記の明細書をもとに自動計算されます。

明細書(定型様式2)潜熱蓄熱建材

内断

・黒字の箇所は自動で入力されます。

明細書【潜熱蓄熱建材】　内断

＜全館空調の有無＞　⇓有の場合、延床面積を記入してください。

■無　□有　延床面積　：　㎡　全館蓄熱量合計：　kJ　延床面積あたりの蓄熱量：　kJ/㎡

全館空調の有無を選択してください。

全館空調の有の場合、自動計算されます。※80ｋJ/㎡以上であることを確認してください。

＜見積書の補助対象経費＞

・見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、　こと。

部位・構成を選択してください。

利用方法を選択してください。
A：開口部からの進入日射熱利用
B：温水式床暖房放熱器利用（太陽熱集熱設備併用）
C：屋根空気集熱式ソーラーシステム（全館空調方式）

居室名	○○○			床面積(a)	19.87 ㎡	←小数点第2位まで、3位切捨て↓					
費目	部位	構成	SII登録型番	メーカー名	製品名	蓄熱量 (kJ/㎡) (b)	施工面積 (㎡) (c)	蓄熱量合計 (kJ) (d) [(b)x(c)]	厚み (mm)	利用方法	金額(円) [税抜]
材料費	床	一層目	JT777777	△△株式会社	△△△△△△	400	10.00 ㎡	4,000	12	A	238,000
							㎡				
							㎡				
							㎡				
							㎡				
							㎡				
							㎡				
	床面積当たりの蓄熱量(kJ/㎡) [(d)/(a)]							201	材料費計		238,000
工事費									工事費計		85,000
									小計		323,000

SII登録型番を記入すると自動でメーカー名、製品名が記入されます。SIIホームページの補助対象製品一覧からSII登録型番をコピーして貼付けると入力ミスが防げます。

自動計算されます。（小数点以下切捨て。）※192ｋJ/㎡以上であることを確認してください。

補助対象製品の施工に必要な経費の内、補助対象となる工事費を一式で記入してください。

居室名				床面積(a)	㎡	←小数点第2位まで、3位切捨て↓					
費目	部位	構成	SII登録型番	メーカー名	製品名	蓄熱量 (kJ/㎡) (b)	施工面積 (㎡) (c)	蓄熱量合計 (kJ) (d) [(b)x(c)]	厚み (mm)	利用方法	金額(円) [税抜]
材料費							㎡				
							㎡				
							㎡				
							㎡				
							㎡				
	床面積当たりの蓄熱量(kJ/㎡) [(d)/(a)]								材料費計		
工事費									工事費計		
									小計		

居室名				床面積(a)	㎡	←小数点第2位まで、3位切捨て↓					
費目	部位	構成	SII登録型番	メーカー名	製品名	蓄熱量 (kJ/㎡) (b)	施工面積 (㎡) (c)	蓄熱量合計 (kJ) (d) [(b)x(c)]	厚み (mm)	利用方法	金額(円) [税抜]
材料費							㎡				
							㎡				
							㎡				
							㎡				
							㎡				
	床面積当たりの蓄熱量(kJ/㎡) [(d)/(a)]								材料費計		
工事費									工事費計		
									小計		

潜熱蓄熱建材の補助対象経費の合計[税抜]	323,000

明細書(定型様式2)断熱材

内断

・黒字の箇所は自動で入力されます。

明細書【断熱材】

内断

・部位ごとに明細を作成すること。

…自動入力　…申請者入力欄

小数点第1位まで、↓2位切捨て(自動計算)　小数点第2位まで、↓3位切捨て

部位	構成	SII登録型番	メーカー名	製品名	熱伝導率(λ値)	厚み(mm)	熱抵抗値(R値)	合計熱抵抗値	施工面積(㎡)
床	一層目	JH666666	株式会社△△△	△△△△△	0.021	60	2.8	2.8	12.42 ㎡
	二層目								
	一層目								㎡
	二層目								
	一層目								㎡
	二層目								
	一層目								
	二層目								
	一層目								㎡
	二層目								
	一層目								㎡
	二層目								
	一層目								㎡
	二層目								
天井	一層目								㎡
	二層目								
	一層目								㎡
	二層目								
	一層目								㎡
	二層目								
	一層目								㎡
	二層目								
	一層目								㎡
	二層目								
	一層目								㎡
	二層目								
	一層目								㎡
	二層目								

SII登録型番を記入すると自動でメーカー名、製品名、熱伝導率が記入されます。
SIIホームページの補助対象製品一覧からSII登録型番をコピーして貼付けると入力ミスが防げます。

使用する製品の厚みを記入してください。

施工面積は小数点第2位まで、3位切捨てで記入してください。

＜補助対象経費の算出＞

↓小数点以下切捨て

部位	熱抵抗値(R値)	施工面積(㎡)	×	補助単価(円)	補助対象経費(円)	補助対象経費の合計(円)
床	2.2以上	12 ㎡	×	7,500 円	90,000 円	90,000 円
天井	5.4以上	㎡	×	6,000 円	円	円
	2.7以上	㎡	×	5,000 円	円	
					断熱材の補助対象経費合計	90,000 円

補助対象経費の算出をする際には、施工面積の小数点以下は切捨てとなります。（自動計算）

上記の明細書をもとに自動計算されます。

明細書（定型様式2）窓・防災ガラス窓

内断

・黒字の箇所は自動で入力されます。

明細書【窓・防災ガラス窓】

内断

SII登録型番を記入すると自動で製品区分、改修工法、メーカー名、製品名、グレードが記入されます。
SIIホームページの補助対象製品一覧からSII登録型番をコピーして貼付けると入力ミスが防げます。

以上であり、当該複層ガラスの総厚を確認し、取付可能であるか必
い。

窓サイズと窓数を記入してください。

窓番号	SII登録型番	製品区分	改修工法	メーカー名	製品名（シリーズ名）	グレード	窓サイズ（mm）幅（W）×高さ（H）	面積（㎡）	サイズ	窓数
AW-1	JW555555A	窓	カバー工法	株式会社△△△	△△△△△△	A	1,000 × 1,500	1.50	S	2
AW-2	JW222222A	窓	内窓取付	株式会社△△△	△△△△△△	A	1,200 × 1,800	2.16	M	1
AW-3	JW444444A	防災ガラス窓	カバー工法	株式会社△△△△	△△△△△△△	A	1,800 × 2,000	3.60	L	1
AW-4	JW333333S	防災ガラス窓	カバー工法	株式会社△△	△△△△△	S	1,500 × 2,000	3.00	L	1

窓番号は平面図と整合性を取って記入してください。

上記の明細書をもとに自動計算されます。

＜窓の補助対象経費の算出＞

改修工法	グレード	サイズ		窓数	×	補助単価（円）	補助対象経費（円）	補助対象経費の合計（円）
カバー工法窓取付	S	XS	0.2㎡未満		×	97,000 円	円	円
		S	0.2㎡以上1.6㎡未満		×	138,000 円	円	
		M	1.6㎡以上2.8㎡未満		×	192,000 円	円	
		L	2.8㎡以上		×	259,000 円	円	
	A	XS	0.2㎡未満		×	80,000 円	円	220,000 円
		S	0.2㎡以上1.6㎡未満	2	×	110,000 円	220,000 円	
		M	1.6㎡以上2.8㎡未満		×	150,000 円	円	
		L	2.8㎡以上		×	200,000 円	円	
外窓交換（防火・防風・防犯仕様）	S	XS	0.2㎡未満		×	97,000 円	円	円
		S	0.2㎡以上1.6㎡未満		×	138,000 円	円	
		M	1.6㎡以上2.8㎡未満		×	192,000 円	円	
		L	2.8㎡以上		×	259,000 円	円	
	A	XS	0.2㎡未満		×	80,000 円	円	円
		S	0.2㎡以上1.6㎡未満		×	110,000 円	円	
		M	1.6㎡以上2.8㎡未満		×	150,000 円	円	
		L	2.8㎡以上		×	200,000 円	円	
内窓取付	S	XS	0.2㎡未満		×	31,000 円	円	円
		S	0.2㎡以上1.6㎡未満		×	44,000 円	円	
		M	1.6㎡以上2.8㎡未満		×	78,000 円	円	
		L	2.8㎡以上		×	119,000 円	円	
	A	XS	0.2㎡未満		×	25,000 円	円	60,000 円
		S	0.2㎡以上1.6㎡未満		×	35,000 円	円	
		M	1.6㎡以上2.8㎡未満	1	×	60,000 円	60,000 円	
		L	2.8㎡以上		×	90,000 円	円	
							窓の補助対象経費合計	280,000 円

＜防災ガラス窓の補助対象経費の算出＞

改修工法	グレード	サイズ		窓数	×	補助単価（円）	補助対象経費（円）	補助対象経費の合計（円）
カバー工法窓取付	S	XS	0.2㎡未満		×	111,000 円	円	286,000 円
		S	0.2㎡以上1.6㎡未満		×	158,000 円	円	
		M	1.6㎡以上2.8㎡未満		×	219,000 円	円	
		L	2.8㎡以上	1	×	286,000 円	286,000 円	
	A	XS	0.2㎡未満		×	90,000 円	円	220,000 円
		S	0.2㎡以上1.6㎡未満		×	125,000 円	円	
		M	1.6㎡以上2.8㎡未満		×	170,000 円	円	
		L	2.8㎡以上	1	×	220,000 円	220,000 円	
外窓交換	S	XS	0.2㎡未満		×	111,000 円	円	円
		S	0.2㎡以上1.6㎡未満		×	158,000 円	円	
		M	1.6㎡以上2.8㎡未満		×	219,000 円	円	
		L	2.8㎡以上		×	286,000 円	円	
							防災ガラス窓の補助対象経費合計	506,000 円

明細書(定型様式2)玄関ドア・調湿建材

内断

• 黒字の箇所は自動で入力されます。

明細書【玄関ドア・調湿建材】

内断

…自動入力　…申請者入力欄

改修工法	玄関ドア

SII登録型番	メーカー名	製品名	グレード	数量
JD222222A	△△△株式会社	△△△△△△△△△△△△	A	1

SII登録型番を記入すると自動でメーカー名、製品名、グレードが記入されます。
SIIホームページの補助対象製品一覧からSII登録型番をコピーして貼付けると入力ミスが防げます。

数量を記入してください。

＜補助対象経費の算出＞

グレード	数量	×	補助単価(円)	補助対象経費(円)	補助対象経費の合計(円)
S		×	250,000 円	円	170,000 円
A	1	×	170,000 円	170,000 円	
				玄関ドアの補助対象経費の合計	170,000 円

上記の明細書をもとに自動計算されます。

改修工法	調湿建材

SII登録型番	メーカー名	製品名	施工面積(㎡)
JC111111	△△調湿株式会社	△△△△△△	11.28 ㎡
JC111111	△△調湿株式会社	△△△△△△	10.92 ㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡

SII登録型番を記入すると自動でメーカー名、製品名が記入されます。
SIIホームページの補助対象製品一覧からSII登録型番をコピーして貼付けると入力ミスが防げます。

施工面積は小数点第2位まで、3位切捨てで記入してください。

＜補助対象経費の算出＞　↓小数点以下切捨て

施工面積合計(㎡)	×	補助単価(円)	補助対象経費(円)	補助対象経費の合計(円)
22 ㎡	×	7,000 円	154,000 円	154,000 円
			調湿建材の補助対象経費の合計	154,000 円

補助対象経費の算出をする際には、施工面積の小数点以下は切捨てとなります。（自動計算）

上記の明細書をもとに自動計算されます。

総括表（定型様式3）　※戸建住宅用

内断

戸建住宅を申請される方の総括表記入例です。
※ 集合住宅の方は次頁以降をご参照ください。

総括表

＜住宅の概要＞

1．延べ床面積　120.08　㎡　延べ床面積を記入してください。

2．地域区分　4　該当する地域区分を選択してください。

＜補助対象経費の算出＞

※「明細書」を先に記入すること

・断熱パネル、断熱材、窓、防災ガラス窓、玄関ドア、調湿建材は明細書にある＜補助対象経費の算出＞を基に、導入製品ごとの補助対象経費の合計を下表に記入すること。
・潜熱蓄熱建材は見積書及び明細書を基に、導入製品ごとの補助対象経費の合計を下表に記入すること。

導入製品		補助対象経費の合計［税抜］		
必須製品	断熱パネル	計	496,000	円
	潜熱蓄熱建材	計	323,000	円
導入必須製品の補助対象経費合計（A）		計	819,000	円
任意の製品	断熱材	計	90,000	円
	窓（カバー工法窓、外窓、内窓）	計	280,000	円
	防災ガラス窓	計	506,000	円
	玄関ドア	計	170,000	円
	調湿建材	計	154,000	円
任意の製品の補助対象経費合計（B）		計	1,200,000	円

明細書で算出された補助対象経費が自動で転記されます。

明細書で算出された補助対象経費が自動で転記されます。

＜補助金交付申請額の算出＞

必須・任意製品の補助対象経費合計（C）［（A）＋（B）］	計	2,019,000	円
補助率による計算（D）［（C）／2］	計	1,009,500	円

小数点以下切捨て。

↓【定型様式1 交付申請書】の「4．補助金交付申請額」に転記

補助金交付申請額(E) (D)又は200万円のいずれか低い金額	1,009,500	円

補助率による計算（D）と200万円のいずれか低い方の金額が補助金交付申請額（E）となります。

総括表（定型様式3）　※集合住宅（1住戸所有）用

内断

集合住宅を1住戸のみ所有し、申請される方の総括表記入例です。

※ 集合住宅を1棟所有されている方は 次頁をご参照ください。

総括表

＜住宅の概要＞

1. 延べ床面積　76.89　㎡　延べ床面積を記入してください。
2. 地域区分　5　該当する地域区分を選択してください。
3. 階建　○　階建　工事対象住宅の建物の階建を記入してください。

＜補助対象経費の算出＞

※「明細書」を先に記入すること

・断熱パネル、断熱材、窓、防災ガラス窓、玄関ドア、調湿建材は明細書にある＜補助対象経費の算出＞を基に、導入製品ごとの補助対象経費の合計を下表に記入すること。
・潜熱蓄熱建材は見積書及び明細書を基に、導入製品ごとの補助対象経費の合計を下表に記入すること。

導入製品		補助対象経費の合計［税抜］		
必須製品	断熱パネル	計	810,000	円
	潜熱蓄熱建材	計	339,000	円
導入必須製品の補助対象経費合計（A）		計	1,149,000	円
任意の製品	断熱材	計		円
	窓（カバー工法窓、外窓、内窓）	計	250,000	円
	防災ガラス窓	計	286,000	円
	玄関ドア	計		円
	調湿建材	計	154,000	円
任意の製品の補助対象経費合計（B）		計	690,000	円

明細書で算出された補助対象経費が自動で転記されます。

明細書で算出された補助対象経費が自動で転記されます。

＜補助金交付申請額の算出＞

必須・任意製品の補助対象経費合計（C）［（A）＋（B）］	計	1,839,000	円
補助率による計算（D）［（C）／2］	計	919,500	円

小数点以下切捨て。

↓【定型様式1 交付申請書】の「4. 補助金交付申請額」に転記

補助金交付申請額（E） （D）又は125万円のいずれか低い金額	919,500	円

補助率による計算（D）と125万円のいずれか低い方の金額が補助金交付申請額（E）となります。

総括表（定型様式3）　※集合住宅（1棟所有）用

内断

集合住宅を1棟所有し、申請される方の総括表記入例です。

※複数の住戸タイプを改修する場合（間取りや改修内容が異なる住戸）は、住戸タイプごとに明細書と総括表を作成してください。

総括表

延べ床面積を記入してください。

住戸タイプを記入してください。

住戸タイプ	Aタイプ
改修する戸数（a）	2　戸

住戸タイプごとの改修する戸数を記入してください。

＜住宅の概要＞

1. 1住戸あたりの延べ床面積　76.89　㎡
2. 地域区分　5　該当する地域区分を選択してください。
3. 階建　○　階建　工事対象住宅の建物の階建を記入してください。
4. 総戸数　○○　戸

建物の総戸数を記入してください。

＜補助対象経費の算出＞

※「明細書」を先に記入すること

・断熱パネル、断熱材、防災ガラス窓、窓、玄関ドア、調湿建材は明細書にある＜補助対象経費の算出＞を基に、導入製品ごとの補助対象経費の合計を下表に記入すること。
・潜熱蓄熱建材は見積書及び明細書を基に、導入製品ごとの補助対象経費の合計を下表に記入すること。

…自動入力（リンク含む）　…申請者入力欄

導入製品		補助対象経費の合計［税抜］		
必須製品	断熱パネル	計	810,000	円
	潜熱蓄熱建材	計	339,000	円
導入必須製品の補助対象経費合計（A）		計	1,149,000	円
任意の製品	断熱材	計		円
	窓（カバー工法窓、外窓、内窓）	計	250,000	円
	防災ガラス窓	計	286,000	円
	玄関ドア	計		円
	調湿建材	計	154,000	円
任意の製品の補助対象経費合計（B）		計	690,000	円

明細書で算出された補助対象経費を転記してください。

明細書で算出された補助対象経費を転記してください。

＜補助金交付申請額の算出＞

必須・任意製品の補助対象経費合計（C）［（A）＋（B）］	計	1,839,000	円
補助率による計算（D）［（C）／2］	計	919,500	円
1住戸ごとの補助金交付申請額（E） ※（D）又は125万円のいずれか低い金額		919,500	円

小数点以下切捨て。

補助率による計算（D）と125万円のいずれか低い方の金額が補助金交付申請額（E）となります。

【定型様式1 交付申請書】の「4. 補助金交付申請額」に転記
↓（複数の住戸タイプを改修する場合は、合計金額を転記）

補助金交付申請額（F） ※一住戸ごとの補助金交付申請額（E）×改修する戸数（a）	1,839,000	円

住戸タイプごとに総括表を作成した場合は、「補助金交付申請額（F）」の合計金額を【定型様式１　交付申請書】の「3.補助金交付申請額」に転記してください。

誓約書（定型様式4）

内断

一般社団法人　環境共創イニシアチブ

代 表 理 事 殿

令和４年度　住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金
（次世代省エネ建材の実証支援事業）
誓約書

私は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）に対して、補助金の交付申請時、補助事業の実施期間内及び完了後においても、下記の事項について誓約いたします。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

１．**交付申請**
申請者（手続代行者がいる場合は手続代行者も含む）は、本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て了解している。
ただし、SIIが審査した結果、補助金の交付対象にならない場合があることを承知している。
また、申請者（手続代行者がいる場合は手続代行者も含む）は、提出前に必ず申請書類を全て保存しておくこと。

２．**暴力団排除**
暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意している。

３．**交付決定前の事業着手の禁止**
交付決定通知書を受領する前に本事業の契約又は工事に着手した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。

４．**重複受給の禁止**
他の国庫補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。

５．**申請の無効**
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。
万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。

６．**個人情報の利用**
SIIが取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づいた上で、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることに同意している。

７．**高性能建材の補助対象経費の上限額**
補助単価を用いて算出した補助対象経費は、補助対象となる高性能建材の導入費用（見積書による補助対象製品の購入費・取付費及びその取付に必要な部材と取付費等）を上限額とする。

８．**申請内容の変更及び取下げ**
交付決定後に申請内容に変更の可能性が生じた場合には、SIIに速やかに報告することを了承している。
また、交付決定通知書に記載された補助金の額は上限額であり、変更内容によっては減額になる場合があることを了承している。
万が一、違反する行為が発生した場合は、SIIの指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。

９．**現地調査等の協力**
補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。

１０．**事業の不履行等**
申請者及び補助事業者、手続代行者がSIIに連絡及び書類の修正を怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないとSIIが判断した場合は、申請を無効とする場合があることを理解し、了承している。

１１．**免責**
SIIは、申請者、手続代行者、施工会社等の間で生じる問題に関して関与しないことを了承している。
また、区分所有者全員で構成される団体等の内部で生じる問題についても同様とする。

１２．**事業の内容変更、終了**
SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。

上記を誓約し、申請内容に間違いがないことを確認した。

誓約書の内容を確認の上、
日付と氏名を記入してください。

○○○○年　○　月○○　日

申請者　氏名　　○○　○○
（法人の場合、会社名及び代表者名等）

10　窓断熱の必要提出書類について　窓断

1.　必要提出書類の記入例

交付申請書（定型様式1）

交付申請書　窓断

書類作成日：　○○○○　年　○　月　○○　日

書類の作成日を記入してください。
※公募期間内の日付でなければ、
受理されないのでご注意ください。

一般社団法人　環境共創イニ
代 表 理

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金（次世代省エネ建材の実証支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第４条の規定に基づき、下記のとおり補助金の申請をします。
なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

所有者を選択してください。
※法人名義で申請をする場合は、法人を選択していただき、
法人名と役職名を記入してください。

１．申請者の氏名または名称（法人にあっては名称及び代表者の氏名）及び住所

所有者	■ 個人　□ 法人			
法人名 ※個人申請の場合、記入不要			役職名	
（ふりがな） 氏名または代表者名等	○○○	○○○○	生年月日	昭和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日
	氏 ○○	名 ○○		
住所	〒 ○○○－○○○○			
	都道府県 ○○県	市区町村 ○○○市○○○町○○	丁目・番地・号 ○○-○○-○○	
建物名 部屋番号				
電話番号	（ ○○ ）○○○○ － ○○○○		E-mail	○○○○ @ ○○○○○○○○
ＦＡＸ番号	（ ○○ ）○○○○ － ○○○○		緊急連絡先 （携帯等）	（ ○○○ ）○○○○ － ○○○○

氏名は本人確認書類のとおりに記入してください。

生年月日を記入してください。

住所は都道府県から記入してください。

申請者の連絡先情報を記入してください。

手続代行者がいる場合のみ記入してください。

SIIから通知等を送付するので、申請者が確認できるE-mailアドレスを必ず記入してください。

２．手続代行者の名称及び代表者等名および住所

代表者情報	会社名	□□□□□株式会社			
	代表者氏名	氏 □□	名 □□	役職名	代表取締役社長
	代表者住所	〒 □□□－□□□□			
		都道府県 □□県	市区町村 □□□市	丁目・番地・号 □□□□-□	
	建物名 部屋番号				
連絡担当者情報	担当者氏名	氏 □□	名 □□	担当者所属部署	□□□
	担当者住所	■ 担当者住所が代表者住所と同一の場合は、チェックを入れること			
		〒			
	建物名 部屋番号				
	電話番号	（ □□ ）□□□□ － □□□□		E-mail	□□□□ @ □□□□□□□□
	ＦＡＸ番号	（ □□ ）□□□□ － □□□□		緊急連絡先 （携帯等）	（ □□□ ）□□□□ － □□□□

担当者住所と代表者住所が同一の場合は、□→■を選択してください。
（同一住所の場合、担当者住所の記入は不要です。）

・問合せ等で確実に対応できる実務担当者を記入してください。
・緊急時に連絡が取れる連絡先を記入してください。

交付申請書（定型様式1）

窓断

所有区分、居住区分を選択してください。

築年数を記入してください。

3．工事対象住宅の情報

住宅区分	■ 戸建住宅（窓断）	築年数	○○　　年
所有区分	■ 所有	所有にチェックされた方へ 申請者と建物登記事項証明書の所有者が同一であることを確認すること	
	□ 所有予定	所有予定にチェックされた方へ 実績報告時に建物登記事項証明書を提出すること	
居住区分	■ 居住	居住にチェックされた方へ 工事対象住宅の住所が本人確認書類の住所と同一であること	
	□ 居住予定	改修後に居住予定の方へ 工事対象住所へ改修後に居住する場合は、実績報告時に住民票を提出すること	
	□ 賃貸	賃貸にチェックされた方へ 申請者と建物登記事項証明書の所有者が同一であることを確認すること	
工事対象住宅の住所	〒　　－		
他の補助金等への申請	□ 無	■ 有	有にチェックされた方へ 補助金を重複して受け取れない場合があるので注意すること
		申請又は申請予定の補助金等の名称	（○○○○○○○○○○○○○○○）

改修工事をする住宅の住所を住居表示にて記入してください。
居住区分が「居住」の場合、工事対象住宅の住所の記入は不要です。

他の補助金への申請有無を選択してください。
有の場合、右記の注意事項を確認の上、
□→■を選択してください。

4．補助金交付申請額

814,500 円（税抜）

総括表の補助金交付申請額が
自動で転記されます。

5．工事期間

着工予定日	○○○○　年　○　月　○○　日	工事完了予定日	○○○○　年　○○　月　○○　日

申請内容に係る一連の工事予定期間を
記入してください。

（注）この申請書には、以下の書面を添付すること。
（1）暴力団排除に関する誓約事項（別紙）
（2）役員名簿（別添により作成すること）
（3）その他一般社団法人環境共創イニシアチブが指示する書面

「暴力団排除に関する誓約事項（別紙）」は、申請書の提出をもって
同意したとみなしますので、誓約内容について熟読してください。

役員名簿（別添）

窓断

法人申請の場合のみ記入してください。
個人申請の場合は記入不要。

別添

○○○○ 年　○　月　○○　日

交付申請書の作成日と同日を記入してください。

役員名簿

役員全員分の必要情報を記入してください。

役員名簿

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				会社名	役職名
		和暦	年	月	日		
○○○ ○○○	○○　○○	S	30	01	01	○○○株式会社	代表取締役社長
○○○ ○○○	○○　○○	S	40	12	31	○○○株式会社	常務取締役
○○○ ○○○	○○　○○	H	02	09	30	○○○株式会社	取締役営業本部長

（注1）　申請者が個人の場合は不要とする。

（注2）役員名簿については、氏名カナ（全角、姓と名の間を全角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間を全角で1マス空け）、生年月日（全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角）、会社名及び役職名を記入する。
また、外国人については、氏名漢字欄は商業登記簿に記載のとおりに記入し、氏名カナ欄はカナ読みを記入すること。

明細書(定型様式2)窓(外窓(防火・防風・防犯仕様))

窓断

• 黒字の箇所は自動で入力されます。

明細書【窓(外窓(防火・防風・防犯仕様))】

窓断

◆使用する複層ガラスの中空層の厚さは、SIIホームページの最小中空層厚さ以上であるか必ずご確認ください。
※上記の要件を満たしていない場合、補助対象外となりますのでご注意ください。

…自動入力　…申請者入力欄

窓番号	SII登録型番	メーカー名	製品名(シリーズ名)	グレード	窓サイズ(mm) 幅(W)×高さ(H)	面積(㎡)	サイズ	窓数
AW-1	JW444444S	株式会社△△△△	△△△△△△△	S	1,800 × 2,000	3.60	L	1
AW-2	JW444444S	株式会社△△△△	△△△△△△△	S	1,500 × 2,000	3.00	L	2
AW-3	JW444444S	株式会社△△△△	△△△△△△△	S	1,500 × 1,500	2.25	M	2
AW-4	JW444444S	株式会社△△△△	△△△△△△△	S	1,000 × 1,000	1.00	S	2
AW-5	JW444444S	株式会社△△△△	△△△△△△△	S	1,200 × 1,800	2.16	M	1
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			

窓番号は平面図と整合性を取って記入してください。

窓サイズと窓数を記入してください。

SII登録型番を記入すると自動でメーカー名、製品名、グレードが記入されます。SIIホームページの補助対象製品一覧からSII登録型番をコピーして貼付けると入力ミスが防げます。

＜窓(外窓(防火・防風・防犯仕様))の補助対象経費の算出＞

改修工法	グレード	サイズ		窓数	x	補助単価(円)	補助対象経費(円)	補助対象経費の合計(円)
外窓交換(防火・防風・防犯仕様)	S	XS	0.2㎡未満		x	97,000 円	円	1,629,000 円
		S	0.2㎡以上1.6㎡未満	2	x	138,000 円	276,000 円	
		M	1.6㎡以上2.8㎡未満	3	x	192,000 円	576,000 円	
		L	2.8㎡以上	3	x	259,000 円	777,000 円	
窓(外窓(防火・防風・防犯仕様))の補助対象経費合計								1,629,000 円

上記の明細書をもとに自動計算されます。

明細書(定型様式2)断熱パネル

窓断

明細書【断熱パネル】

窓断

・部位ごとに明細を作成すること。

…自動入力　…申請者入力欄

小数点第2位まで、
↓3位切捨て

部位	SII登録型番	メーカー名	製品名	グレード	施工面積(㎡)
床					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
壁					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
天井					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡
					㎡

SII登録型番を記入すると自動でメーカー名、製品名、グレードが記入されます。
SIIホームページの補助対象製品一覧からSII登録型番をコピーして貼付けると
入力ミスが防げます。

施工面積は小数点第2位まで、
3位切捨てで記入してください。

＜補助対象経費の算出＞

↓小数点以下切捨て

部位	グレード	施工面積(㎡)	×	補助単価(円)	補助対象経費(円)	補助対象経費の合計(円)
床	S	㎡	×	24,000 円	円	円
	A	㎡	×	8,000 円	円	
壁	S	㎡	×	24,000 円	円	円
	A	㎡	×	8,000 円	円	
天井	S	㎡	×	24,000 円	円	円
	A	㎡	×	8,000 円	円	
断熱パネルの補助対象経費合計						円

補助対象経費の算出をする際には、施工面積の
小数点以下は切捨てとなります。（自動計算）

上記の明細書をもとに自動計算されます。

明細書(定型様式2)潜熱蓄熱建材

窓断

明細書【潜熱蓄熱建材】

窓断

＜全館空調の有無＞ ⇓有の場合、延床面積を記入してください。

□無　□有　延床面積　：　㎡　全館蓄熱量合計：　kJ　延床面積あたりの蓄熱量：　kJ/㎡

↑小数点第2位まで、

全館空調の有無を選択してください。

全館空調の有の場合、自動計算されます。
※80ｋJ/㎡以上であることを確認してください。

＜見積書の補助対象経費＞

見積書の各項目が税込金額で記載されている場合は、

…申請者入力欄

部位・構成を選択してください。

利用方法を選択してください。
A：開口部からの進入日射熱利用
B：温水式床暖房放熱器利用（太陽熱集熱設備併用）
C：屋根空気集熱式ソーラーシステム（全館空調方式）

居室名				床面積(a)	㎡	←小数点第2位まで、3位切捨て↓					
費目	部位	構成	SII登録型番	メーカー名	製品名	蓄熱量(kJ/㎡)(b)	施工面積(㎡)(c)	蓄熱量合計(kJ)(d)[(b)x(c)]	厚み(mm)	利用方法	金額(円)[税抜]
材料費							㎡				
							㎡				
							㎡				
							㎡				
							㎡				
							㎡				
							㎡				
	床面積当たりの蓄熱量(kJ/㎡)[(d)/(a)]								材料費計		
工事費	工事費計										
小計											

SII登録型番を記入すると自動でメーカー名、製品名が記入されます。
SIIホームページの補助対象製品一覧からSII登録型番をコピーして貼付けると入力ミスが防げます。

自動計算されます。（小数点以下切捨て。）
※192ｋJ/㎡以上であることを確認してください。

補助対象製品の施工に必要な経費の内、補助対象となる工事費を一式で記入してください。

居室名				床面積(a)	㎡	←小数点第2位					
費目	部位	構成	SII登録型番	メーカー名	製品名	蓄熱量(kJ/㎡)(b)					
材料費							㎡				
							㎡				
							㎡				
							㎡				
							㎡				
	床面積当たりの蓄熱量(kJ/㎡)[(d)/(a)]								材料費計		
工事費	工事費計										
小計											

居室名				床面積(a)	㎡	←小数点第2位まで、3位切捨て↓					
費目	部位	構成	SII登録型番	メーカー名	製品名	蓄熱量(kJ/㎡)(b)	施工面積(㎡)(c)	蓄熱量合計(kJ)(d)[(b)x(c)]	厚み(mm)	利用方法	金額(円)[税抜]
材料費							㎡				
							㎡				
							㎡				
							㎡				
							㎡				
	床面積当たりの蓄熱量(kJ/㎡)[(d)/(a)]								材料費計		
工事費	工事費計										
小計											

潜熱蓄熱建材の補助対象経費の合計[税抜]	

明細書(定型様式2)断熱材

窓断

明細書【断熱材】

窓断

・部位ごとに明細を作成すること。

…自動入力　…申請者入力欄

小数点第1位まで、↓2位切捨て(自動計算)　小数点第2位まで、↓3位切捨て

部位	構成	SII登録型番	メーカー名	製品名	熱伝導率（λ値）	厚み（mm）	熱抵抗値（R値）	合計熱抵抗値	施工面積（㎡）
床	一層目								㎡
	二層目								
	一層目								㎡
	二層目								
	一層目								㎡
	二層目								
	一層目								㎡
	二層目								
	一層目								㎡
	二層目								
	一層目								㎡
	二層目								
	一層目								㎡
	二層目								
	一層目								㎡
	二層目								
天井	一層目								㎡
	二層目								
	一層目								㎡
	二層目								
	一層目								㎡
	二層目								
	一層目								㎡
	二層目								
	一層目								㎡
	二層目								
	一層目								㎡
	二層目								
	一層目								㎡
	二層目								

SII登録型番を記入すると自動でメーカー名、製品名、熱伝導率が記入されます。
SIIホームページの補助対象製品一覧からSII登録型番をコピーして貼付けると入力ミスが防げます。

使用する製品の厚みを記入してください。

施工面積は小数点第2位まで、3位切捨てで記入してください。

＜補助対象経費の算出＞

↓小数点以下切捨て

部位	熱抵抗値（R値）	施工面積（㎡）	×	補助単価（円）	補助対象経費（円）	補助対象経費の合計（円）
床	2.2以上	㎡	×	7,500 円	円	円
天井	5.4以上	㎡	×	6,000 円	円	円
	2.7以上	㎡	×	5,000 円	円	
					断熱材の補助対象経費合計	円

補助対象経費の算出をする際には、施工面積の小数点以下は切捨てとなります。（自動計算）

上記の明細書をもとに自動計算されます。

明細書(定型様式2)窓(内窓取付)

窓断

明細書【窓(内窓取付)】

窓断

◆住宅全ての窓を外窓(防火・防風・防犯仕様)で改修し、さらに室内側に窓を施工する場合に限り補助対象となります。
◆使用する複層ガラスの中空層の厚さは、SIIホームページの最小中空層厚さ以上であるか必ずご確認ください。
※上記の要件を満たしていない場合、補助対象外となりますのでご注意ください。

…自動入力　…申請者入力欄

窓番号	SII登録型番	メーカー名	製品名 (シリーズ名)	グレード	窓サイズ(mm) 幅(W)×高さ(H)	面積 (㎡)	サイズ	窓数
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			
					×			

窓番号は平面図と整合性を取って記入してください。

窓サイズと窓数を記入してください。

SII登録型番を記入すると自動でメーカー名、製品名、グレードが記入されます。SIIホームページの補助対象製品一覧からSII登録型番をコピーして貼付けると入力ミスが防げます。

＜窓(内窓)の補助対象経費の算出＞

改修工法	グレード	サイズ		窓数	x	補助単価(円)	補助対象経費(円)	補助対象経費の合計(円)
内窓取付	S	XS	0.2㎡未満		x	31,000 円	円	円
		S	0.2㎡以上1.6㎡未満		x	44,000 円	円	
		M	1.6㎡以上2.8㎡未満		x	78,000 円	円	
		L	2.8㎡以上		x	119,000 円	円	
	A	XS	0.2㎡未満		x	25,000 円	円	円
		S	0.2㎡以上1.6㎡未満		x	35,000 円	円	
		M	1.6㎡以上2.8㎡未満		x	60,000 円	円	
		L	2.8㎡以上		x	90,000 円	円	
窓(内窓取付)の補助対象経費合計								円

上記の明細書をもとに自動計算されます。

明細書(定型様式2)玄関ドア・調湿建材

窓断

明細書【玄関ドア・調湿建材】

窓断

…自動入力　…申請者入力欄

改修工法	玄関ドア

SII登録型番	メーカー名	製品名	グレード	数量

SII登録型番を記入すると自動でメーカー名、製品名、グレードが記入されます。
SIIホームページの補助対象製品一覧からSII登録型番をコピーして貼付けると入力ミスが防げます。

数量を記入してください。

＜補助対象経費の算出＞

グレード	数量	×	補助単価(円)	補助対象経費(円)	補助対象経費の合計(円)
S		×	250,000 円	円	円
A		×	170,000 円	円	
				玄関ドアの補助対象経費の合計	円

上記の明細書をもとに自動計算されます。

改修工法	調湿建材

小数点第2位まで、↓3位切捨て

SII登録型番	メーカー名	製品名	施工面積(㎡)
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡
			㎡

SII登録型番を記入すると自動でメーカー名、製品名が記入されます。
SIIホームページの補助対象製品一覧からSII登録型番をコピーして貼付けると入力ミスが防げます。

施工面積は小数点第2位まで、3位切捨てで記入してください。

＜補助対象経費の算出＞　↓小数点以下切捨て

施工面積合計(㎡)	×	補助単価(円)	補助対象経費(円)	補助対象経費の合計(円)
㎡	×	7,000 円	円	円
			調湿建材の補助対象経費の合計	円

補助対象経費の算出をする際には、施工面積の小数点以下は切捨てとなります。（自動計算）

上記の明細書をもとに自動計算されます。

総括表（定型様式3）

窓断

総括表

窓断

＜住宅の概要＞

1．延べ床面積　120.08　㎡

延べ床面積を記入してください。

2．地域区分　4

該当する地域区分を選択してください。

＜補助対象経費の算出＞

※「明細書」を先に記入すること

・窓（外窓(防火・防風・防犯仕様)）、断熱パネル、断熱材、窓（内窓）、玄関ドア、調湿建材は
　導入明細書にある＜補助対象経費の算出＞を基に、製品ごとの補助対象経費の合計を下表に記入すること。
・潜熱蓄熱建材は見積書及び明細書を基に、導入製品ごとの補助対象経費の合計を下表に記入すること。

導入製品		補助対象経費の合計［税抜］	
必須製品	窓（外窓(防火・防風・防犯仕様)）	計	1,629,000 円
導入必須製品の補助対象経費合計（A）		計	1,629,000 円
任意の製品	断熱パネル	計	円
	潜熱蓄熱建材	計	円
	断熱材	計	円
	窓(内窓)	計	円
	玄関ドア	計	円
	調湿建材	計	円
任意の製品の補助対象経費合計（B）		計	円

明細書で算出された補助対象経費が自動で転記されます。

明細書で算出された補助対象経費が自動で転記されます。

＜補助金交付申請額の算出＞

必須・任意製品の補助対象経費合計（C）［（A）＋（B）］	計	1,629,000 円
補助率による計算（D）［（C）／2］	計	814,500 円

小数点以下切捨て。

↓【定型様式1 交付申請書】の「4．補助金交付申請額」に転記

補助金交付申請額（E）	**814,500 円**

補助率による計算（D）と補助金の上限額のいずれか低い方の金額が
補助金交付申請額（E）となります。

※補助金の上限額は、改修する内容ごとに異なります。
必須製品の外窓のみを用いた改修をする場合は、1住戸当たり150万円
必須製品の外窓と任意製品を用いた改修をする場合は、 1住戸当たり200万円

誓約書(定型様式4)

窓断

一般社団法人　環境共創イニシアチブ

代 表 理 事 殿

令和４年度　住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費補助金
（次世代省エネ建材の実証支援事業）
誓約書

私は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）に対して、補助金の交付申請時、補助事業の実施期間内及び完了後においても、下記の事項について誓約いたします。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

１．**交付申請**
申請者（手続代行者がいる場合は手続代行者も含む）は、本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て了解している。
ただし、SIIが審査した結果、補助金の交付対象にならない場合があることを承知している。
また、申請者（手続代行者がいる場合は手続代行者も含む）は、提出前に必ず申請書類を全て保存しておくこと。

２．**暴力団排除**
暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意している。

３．**交付決定前の事業着手の禁止**
交付決定通知書を受領する前に本事業の契約又は工事に着手した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。

４．**重複受給の禁止**
他の国庫補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。

５．**申請の無効**
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。
万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。

６．**個人情報の利用**
SIIが取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づいた上で、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることに同意している。

７．**高性能建材の補助対象経費の上限額**
補助単価を用いて算出した補助対象経費は、補助対象となる高性能建材の導入費用（見積書による補助対象製品の購入費・取付費及びその取付に必要な部材と取付費等）を上限額とする。

８．**申請内容の変更及び取下げ**
交付決定後に申請内容に変更の可能性が生じた場合には、SIIに速やかに報告することを了承している。
また、交付決定通知書に記載された補助金の額は上限額であり、変更内容によっては減額になる場合があることを了承している。
万が一、違反する行為が発生した場合は、SIIの指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。

９．**現地調査等の協力**
補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。

１０．**事業の不履行等**
申請者及び補助事業者、手続代行者がSIIに連絡及び書類の修正を怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないとSIIが判断した場合は、申請を無効とする場合があることを理解し、了承している。

１１．**免責**
SIIは、申請者、手続代行者、施工会社等の間で生じる問題に関して関与しないことを了承している。
また、区分所有者全員で構成される団体等の内部で生じる問題についても同様とする。

１２．**事業の内容変更、終了**
SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。

上記を誓約し、申請内容に間違いがないことを確認した。

誓約書の内容を確認の上、
日付と氏名を記入してください。

○○○○年　○　月○○　日

申請者　氏名　　○○　○○
（法人の場合、会社名及び代表者名等）

一般社団法人　環境共創イニシアチブ
次世代省エネ建材の実証支援事業

☎　03-5565-3110

[受付時間]　平日10時～17時　※通話料がかかります。

https://sii.or.jp/meti_material04/